

第2期 西原村

地域福祉計画・地域福祉活動計画



令和5年3月
西原村
西原村社会福祉協議会

ご挨拶

このたび、西原村では住民と行政・社会福祉協議会等が協働で地域福祉を推進するための基本理念と施策を定め、地域福祉の取組を進めていくための「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

西原村においても時代の変化と共に、少子高齢化やライフスタイルの多様化、住民相互のつながりの希薄化など、地域をとりまく福祉の課題は複雑・多様化していくものと考えられます。いろいろな生活の課題を抱えながら、近隣の人に頼ったり相談したりできず、その課題が誰にも気づかれることなく、地域の中で埋もれてしまうおそれなどもあり、今後の地域づくりにおいては、人と人がつながり、住民全員が自身の問題であると認識しながら支え合っていくことが大切です。また、いろいろな問題を抱えた方に寄り添うため、介護保険制度や障がい者福祉サービスをはじめ、子ども・子育て支援新制度や、生活困窮者自立支援法など、社会保障制度の改革も進んでいます。



国では、社会のこうした状況を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや、支え手と受け手側という関係を超えて、誰もが役割を持ち、活躍できる、「地域共生社会」の実現を進めています。

このような時代の変化に対応するため、第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念を継承し、住民一人ひとりの権利が尊重され、住み慣れた地域で最後まで安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。また、住民一人ひとりが地域の問題に関心を持ち、自発的に地域社会へ参加していくことが不可欠と考えますので、今後とも住民の皆様方の積極的なご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の作成にあたり、アンケートや団体ヒアリングにおいてご意見やご協力をいただきました多くの住民や福祉関係団体の皆様、また、貴重なご意見をいただきました地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会の皆様方に心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

西原村長

西原村社会福祉協議会会長

吉井 誠

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 地域福祉とは	2
3 計画の根拠と位置づけ	3
4 計画の期間	6
5 策定体制及び経緯	7
第2章 西原村を取り巻く現状	8
1 統計からみる現状	8
2 アンケートからみる現状	15
3 関係団体ヒアリングからみる現状	27
4 地域座談会よりみる現状	33
5 課題の整理	40
第3章 基本理念と施策体系	41
1 基本理念の設定	41
2 目指すべき村の理想像	42
3 基本方針の設定	43
4 重層的支援体制整備事業の創設について	43
5 施策体系（図）	44
第4章 施策の展開	45
基本方針 1 村の活動を担う「人づくり」	45
基本方針 2 支え合いによる「地域の輪づくり」	51
基本方針 3 誰一人取り残さない「支援体制づくり」	64

第5章 西原村成年後見制度利用促進基本計画	71
1 計画策定にあたって	71
2 計画の位置付け	71
3 成年後見制度の概要	71
4 成年後見制度利用促進の取組	73
5 制度利用の流れ	74
第6章 計画の推進体制	75
1 計画の推進体制	75
2 計画の進行管理	76
資 料 編	77

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・目的

近年、少子高齢化や核家族化、近所づきあいの希薄化など、地域を取り巻く現状は大きく変化しており、従来の福祉サービスでは対応することのできない、制度の狭間で課題を抱える人への支援等、新たな福祉ニーズへの対応が全国的にも課題となっています。

西原村においてもそのような課題は顕在化しており、公的な福祉サービスの見直しや、住民または地域で活動している団体とのより一層の支え合いの体制の確立などが必要となります。

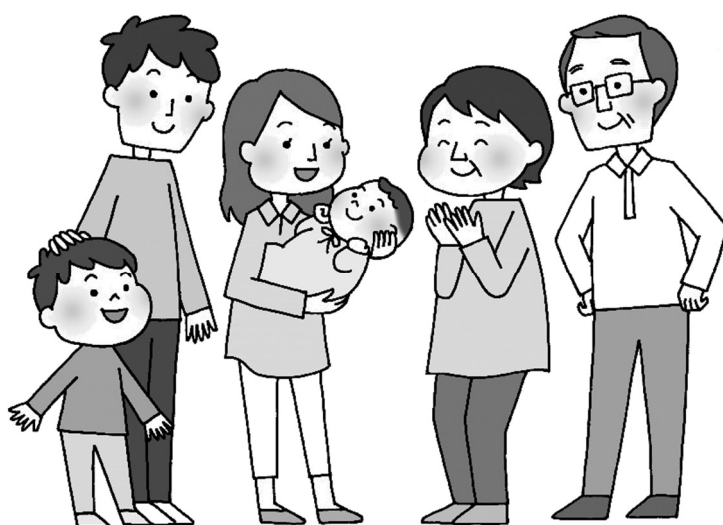
村及び西原村社会福祉協議会（以降「社会福祉協議会」）では平成21年度に、住民が幸せな生活を実現、維持していくことを目的とし、「西原村地域福祉計画」、「西原村地域福祉活動計画」を策定しましたが、以降、多様化する地域福祉をめぐる問題に対して、全国的にも様々な取組が行われました。

平成28年には、誰もが生きがいをもって能力を存分に発揮できる社会を目指して「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

平成29年には社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が、各分野別計画の最上位計画であることなどが明記されました。

令和3年には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、包括的な支援体制を整備する方策について検討することなどが掲げられました。

変化する住民福祉ニーズへ対応するため、また今後の住民の生活をより豊かなものとするため、「第2期 西原村 地域福祉計画・地域福祉活動計画（以降「本計画」）」を策定し、西原村の地域福祉の向上に向けて取り組む基本方針を示します。



2 地域福祉とは

「福祉」には“しあわせ”という意味があり、人々の“幸せな生活”を作っていくために、また維持していくために、福祉計画は策定されます。特定の対象だけに限らない、誰もが幸せに暮らしていくための取組を推進することが重要です。

その「福祉計画」に、特定の空間（村、地区など）を表す「地域」が足し合わされ、「地域福祉計画」という言葉ができており、私たちの生活に身近なものとなっています。

少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化によって、地域とのつながりは希薄になってきている今日ですが、西原村に住む住民一人ひとりが幸せに暮らせる地域を形成・維持するため、村及び社会福祉協議会では様々な取組を行っています。

これらの「地域福祉活動」については、公的機関だけで進められるものではありません。住民一人ひとりの、家族や友人、近所の人などといった身近な人たちとの助け合いや支え合いがとても大切です。

■ 西原村内、地区における地域福祉活動の例



子どもの登下校見守り、声かけ



世代間交流活動



健康づくり



障がいのある人の就労支援



子育て教室への参加



地域の人との避難訓練

3 計画の根拠と位置づけ

(1) 計画の根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき行政が策定する市町村地域福祉計画であり、村における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に基づき設置・活動を行っている社会福祉協議会が中心となり、地域住民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

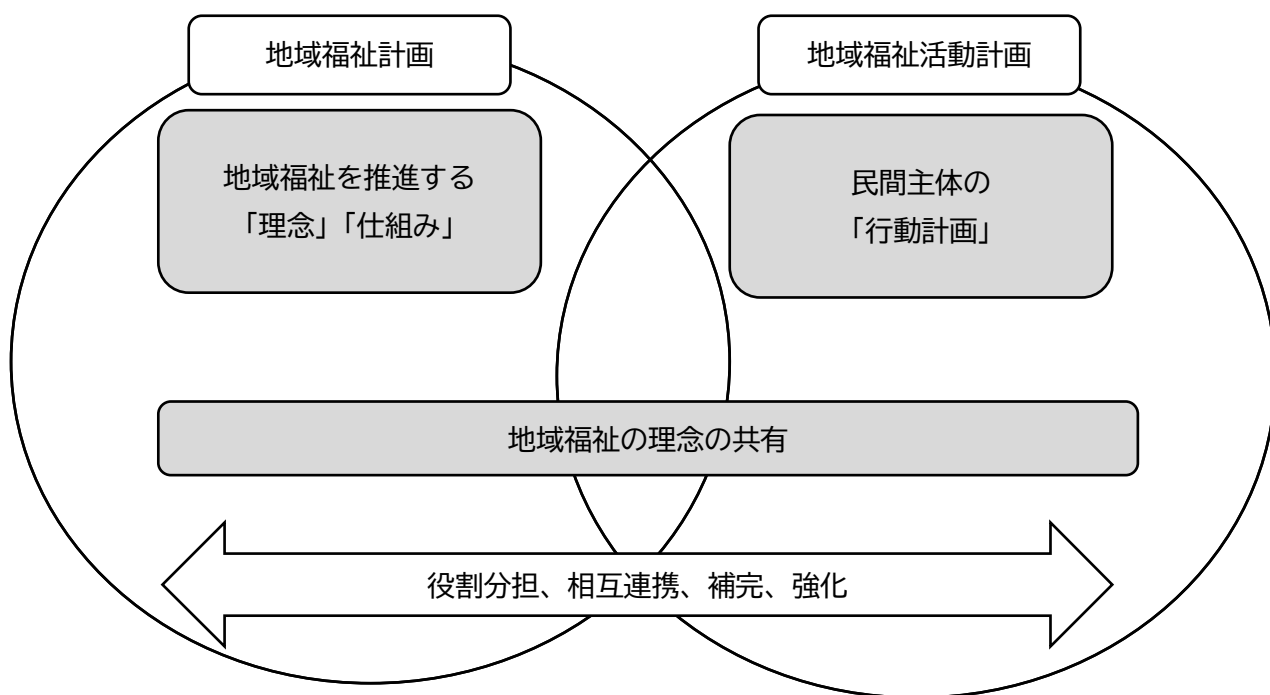
第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

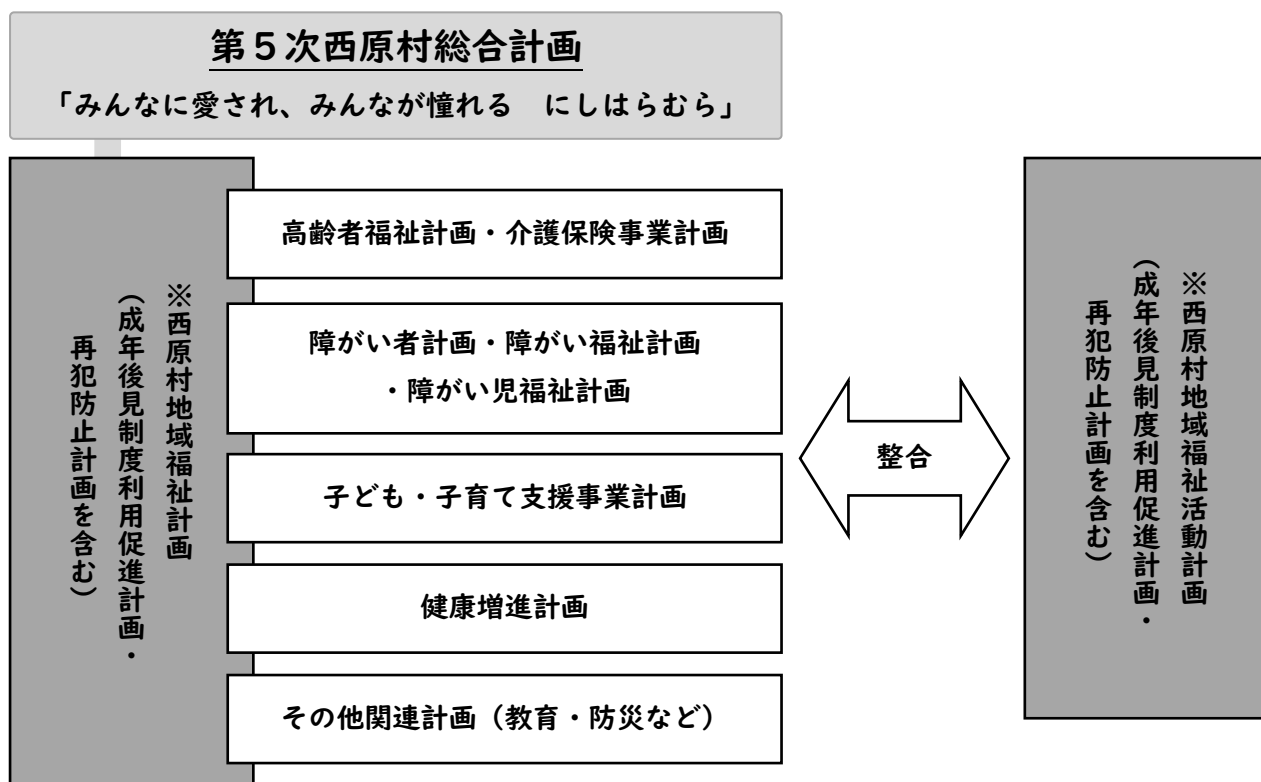
（２）地域福祉計画及び地域福祉活動計画との関係性について

「地域福祉計画」は、村が地域福祉を進める上での基本的な方向性や理念、仕組みを決める計画であり、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって策定する、地域福祉の具体的な活動を定める行動計画です。

両計画は地域福祉活動を推進するための両輪を成すものであり、一体として策定されることで、地域福祉推進に関わる様々な担い手の役割が明確化されるので、より実効性の高い計画づくりが可能となります。



(3) 各計画との関係



※本計画にて一体的に策定

(4) SDGsとの関連性

平成27年9月の国連総会にて、令和12年までに達成すべき17の目標である持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)が採択されました。

本計画においても、これらの視点を踏まえながら、取組を推進します。



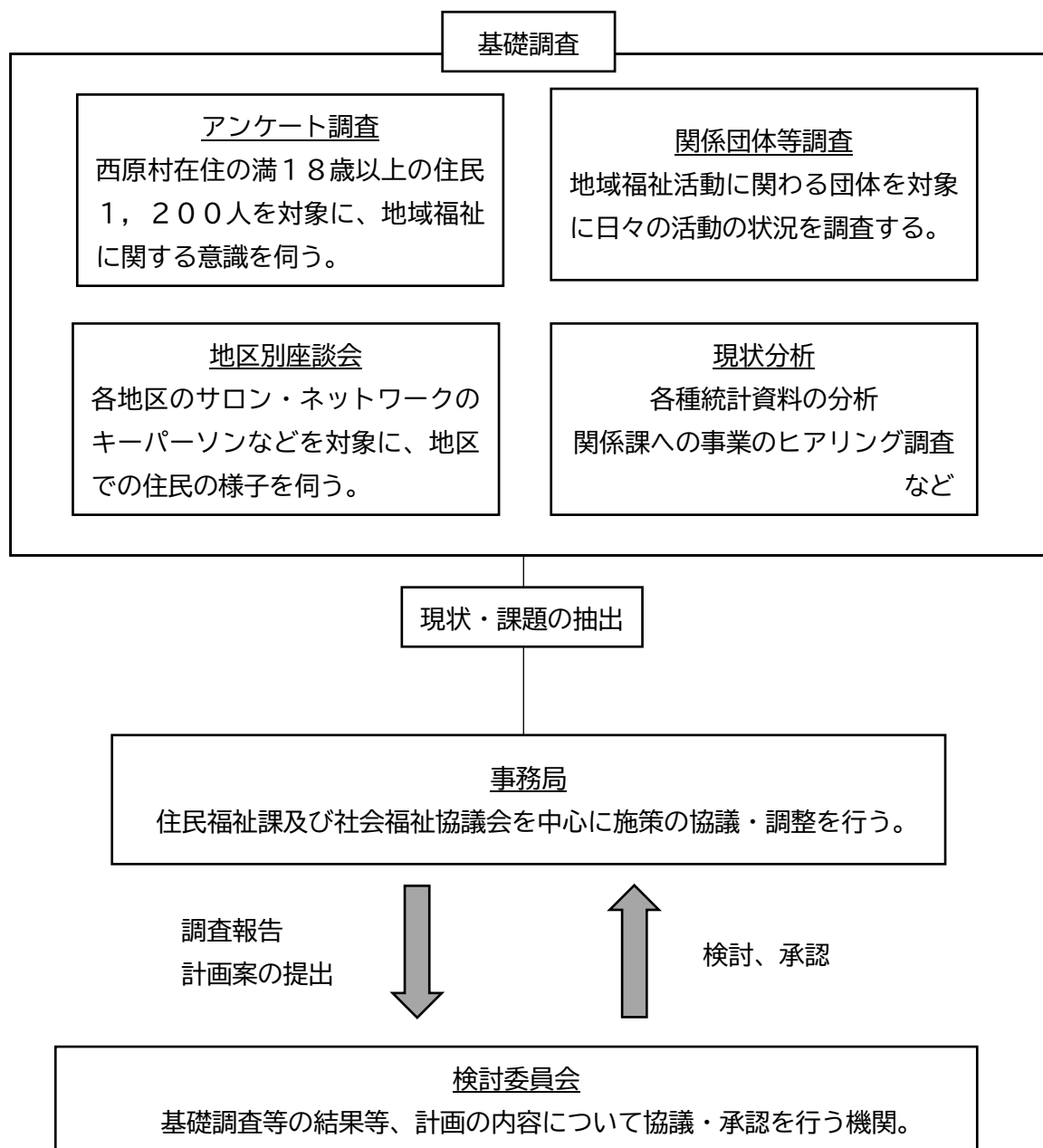
4 計画の期間

本計画は令和5年度から令和9年度までの5か年計画です。計画期間中は随時施策の見直しを行います。

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	調査期間								
			第2期 西原村 地域福祉計画・地域福祉活動計画 実施期間						
								次期計画期間	

5 策定体制及び経緯

令和3年度から令和4年度にかけて、各種基礎調査を行い、課題の抽出を行いました。その後、検討委員会にて計画内容の協議をし、本計画を策定しました。



第2章 西原村を取り巻く現状

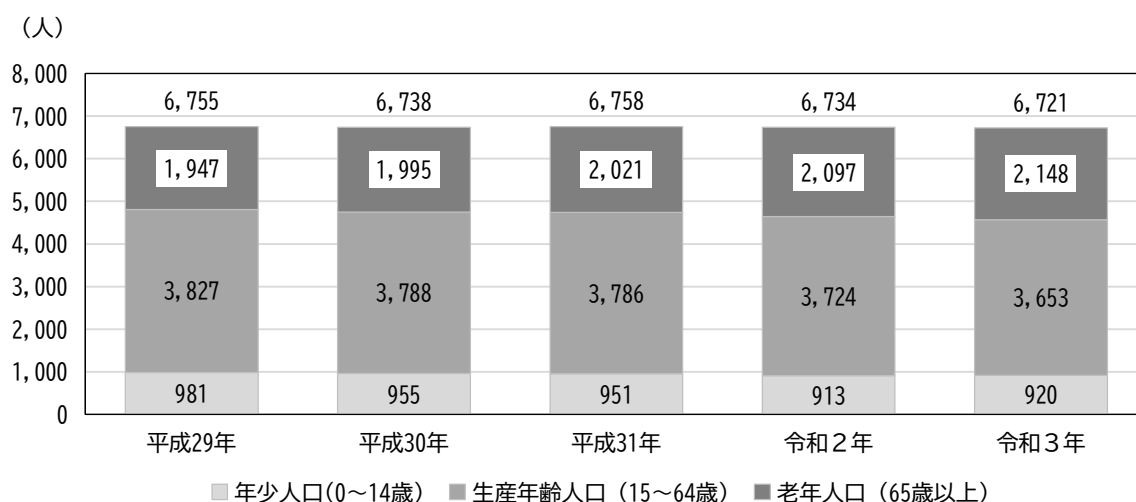
1 統計からみる現状

(1) 人口の推移

西原村の総人口は、平成29年～令和3年までの5年間をみると、横ばいで推移しています。

年齢3区分別の人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）が横ばい、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にあるなか、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

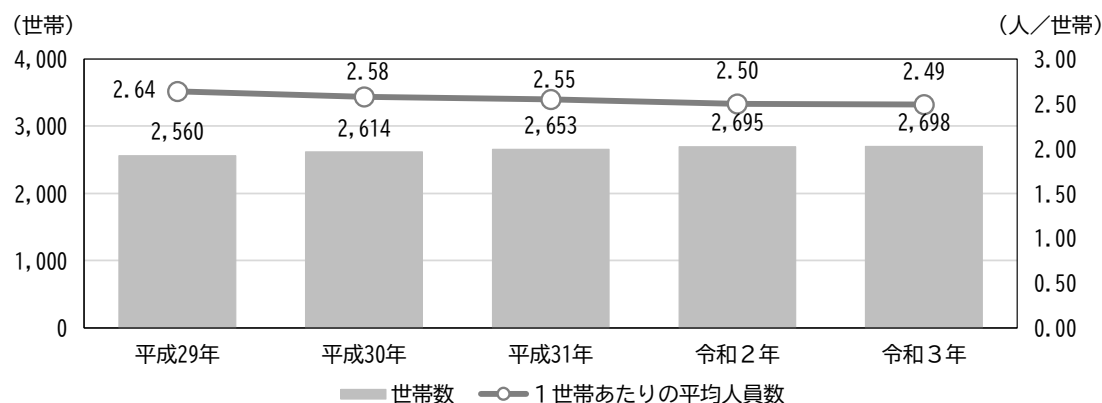
〈年齢3区分別の人口構成の推移〉



(出典)住民福祉課

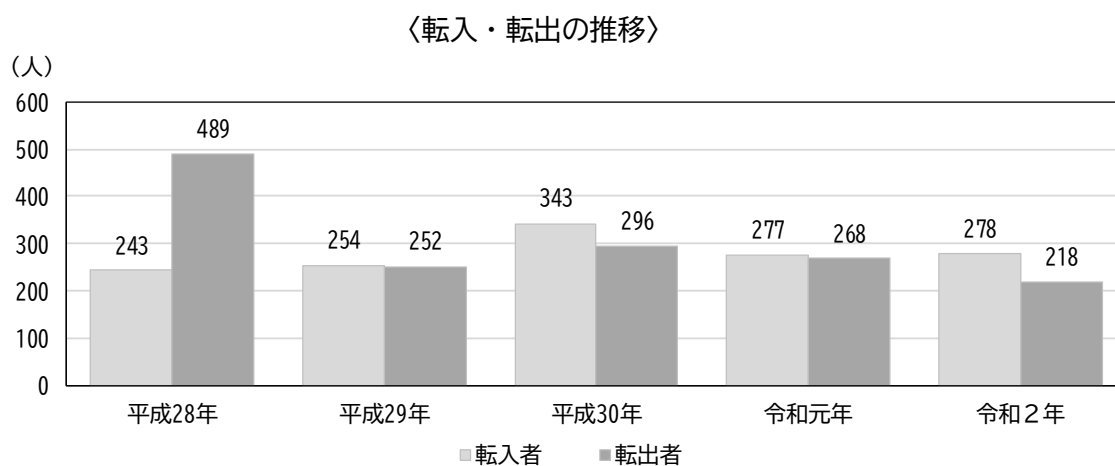
世帯数の推移をみると平成29年以降、やや増加傾向にありますが、1世帯あたりの平均人員数は減少しています。

〈世帯構成の推移〉



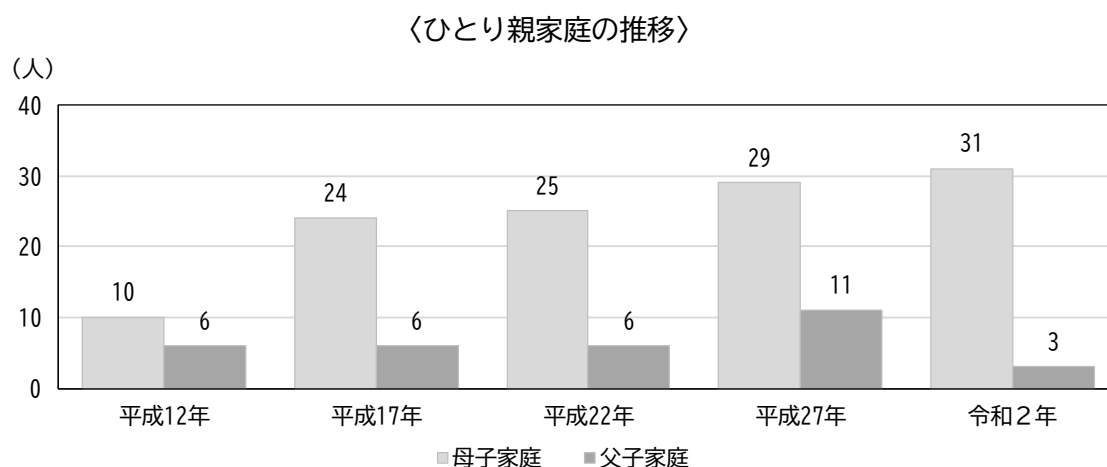
(出典)住民福祉課

転入者・転出者の推移をみると、平成28年は転出者が転入者より多い転出超過の状態でしたが、平成29年以降は転入超過となっています。



(出典)住民福祉課

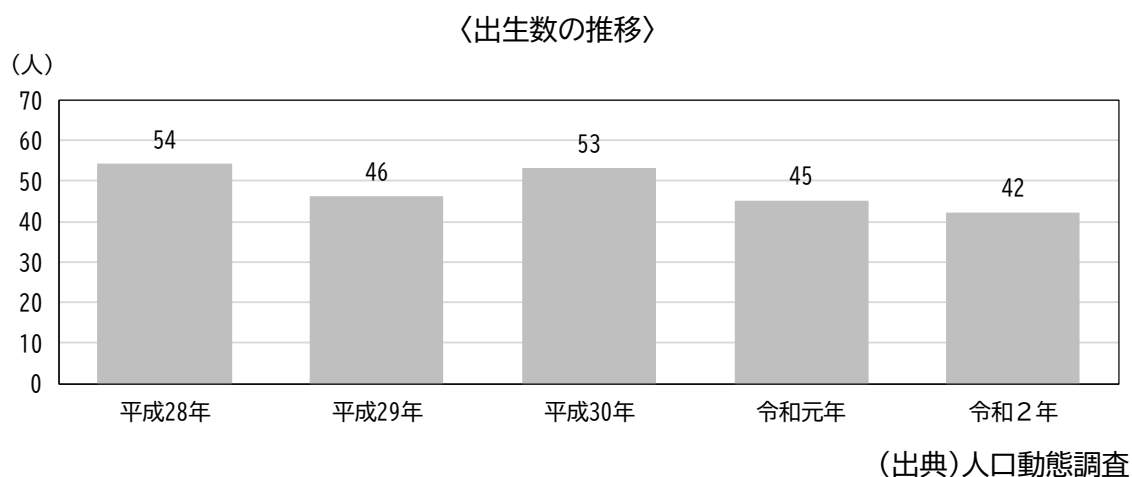
ひとり親家庭の推移をみると、平成12年～平成27年にかけて、母子家庭及び父子家庭は増加しています。令和2年以降、母子家庭は増加し、父子家庭は減少しています。



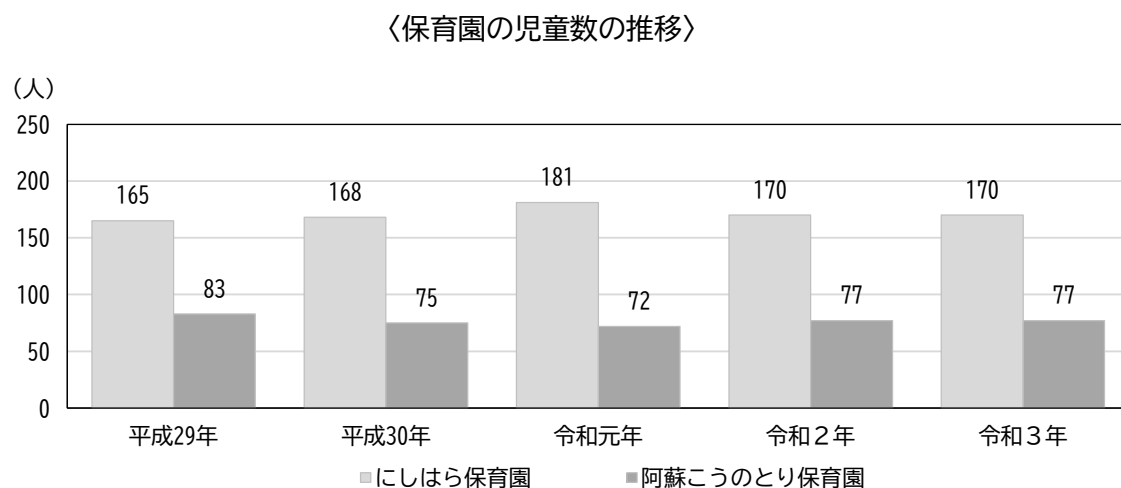
(出典) 国勢調査

(2) 子どもの現状

出生数の推移をみると、平成30年以降、緩やかに減少しています。

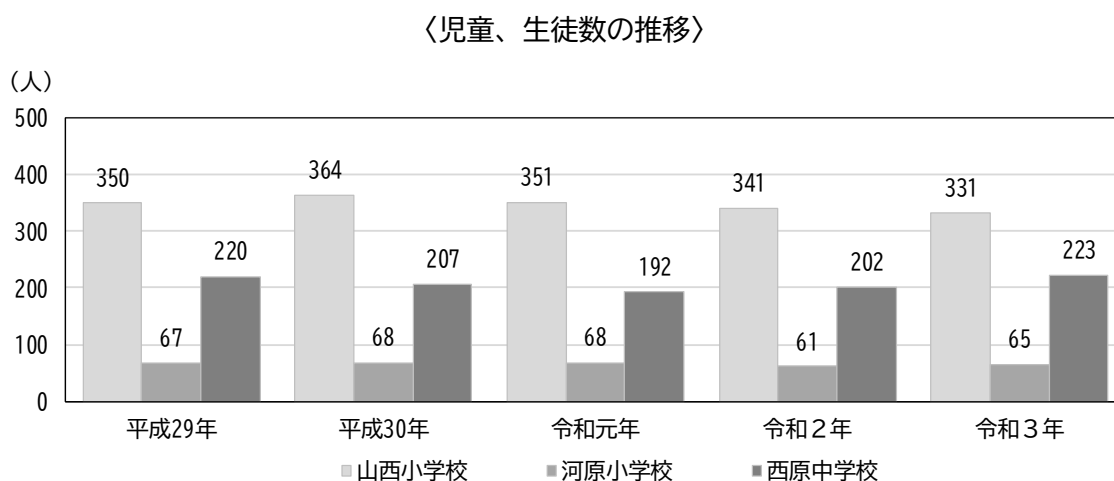


保育園の児童数の推移をみると、平成29年～令和3年にかけて、にしはら保育園、阿蘇こうのとり保育園ともに横ばいで推移しています。



(出典)住民福祉課

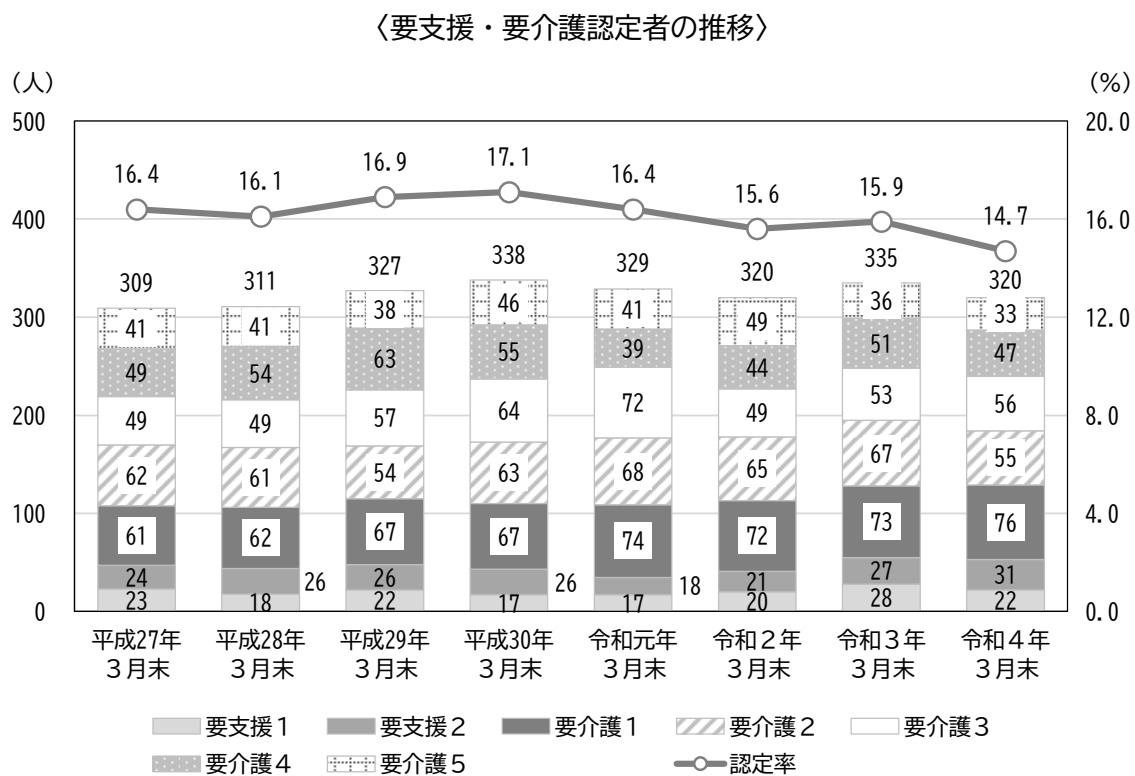
児童数、生徒数の推移をみると、山西小学校は平成30年以降減少傾向に、河原小学校は横ばいで推移しています。一方、西原中学校の生徒数は令和元年以降、増加傾向にあります。



(出典) 学校基本調査、住民福祉課

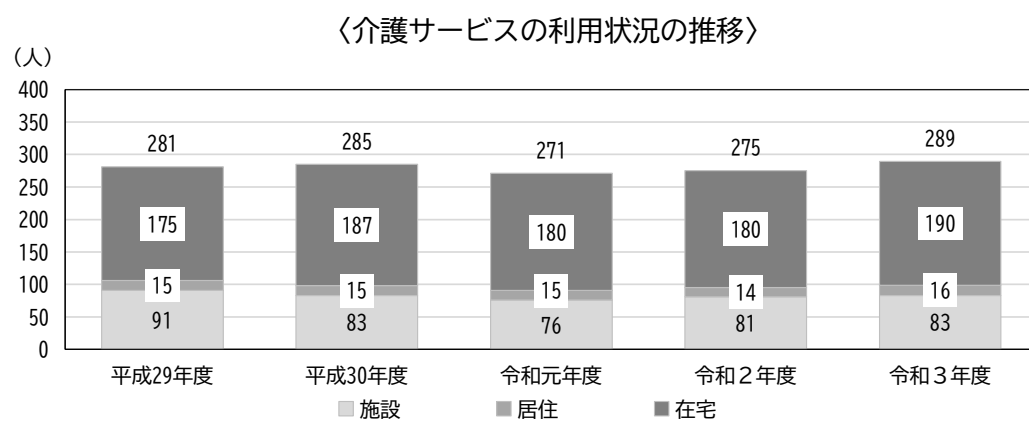
(3) 高齢者の現状

高齢者の要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者数は増加と減少を繰り返していますが、高齢者人口全体に対する認定率は、平成30年3月末以降、おおむね減少傾向にあります。



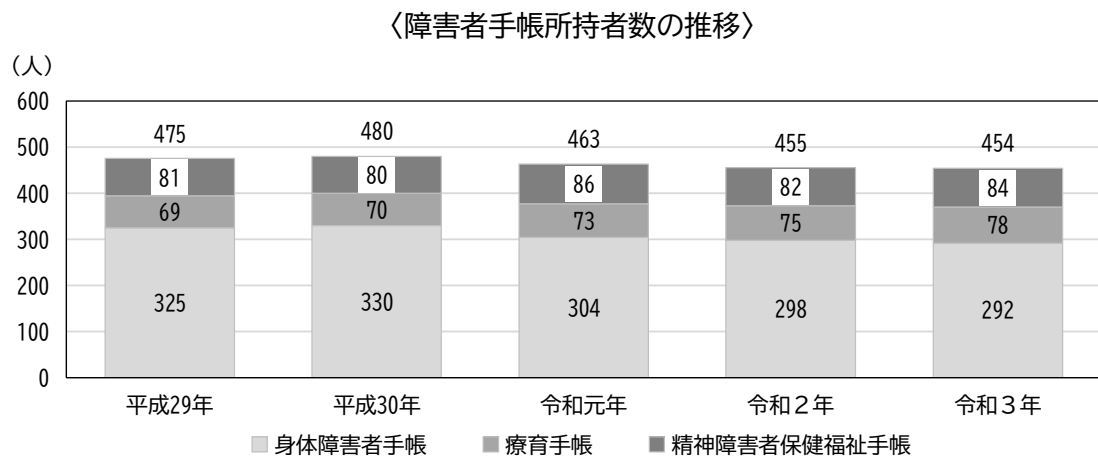
(出典)介護保険事業状況報告

介護サービスの利用状況の推移をみると、施設サービス、居住サービス、在宅サービスの利用者はほぼ横ばいで推移しています。



（４）障がいのある人の現状

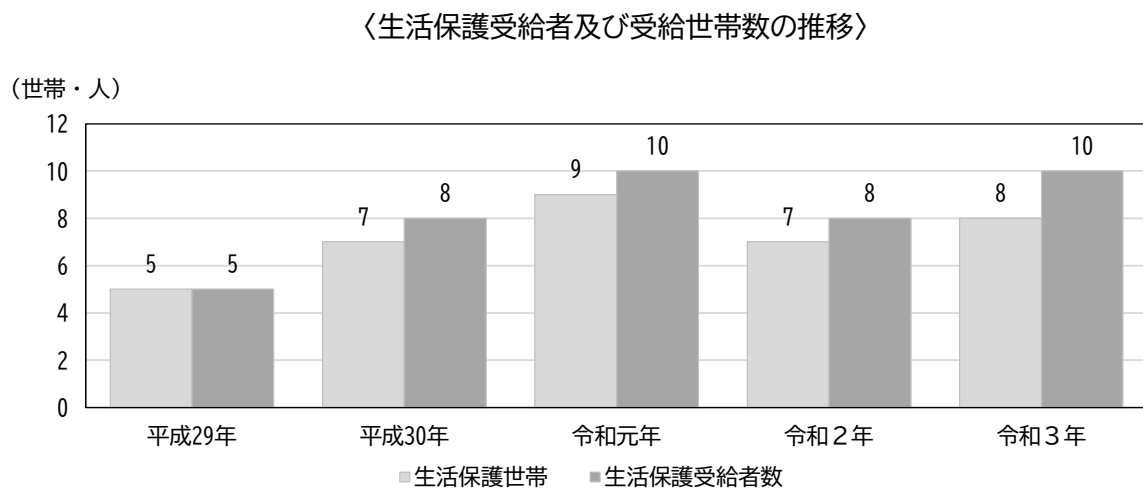
障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は平成30年以降減少していますが、療育手帳所持者数はやや増加しています。また精神障害者保健福祉手帳の所持者数は横ばいで推移しています。



(出典)住民福祉課

（５）生活困窮者の現状

生活保護世帯及び受給者数の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。



(出典)住民福祉課

2 アンケートからみる現状

(1) 調査趣旨

「地域福祉の推進」を図るため、地域福祉計画推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題と、それに対応する必要なサービスの内容や量等の現状を明らかにします。

(2) 調査期間・対象

令和3年8月12日（木）～8月29日（日）に実施しました。

対象	配布数	回収票数	有効回収率
西原村在住の18歳以上の住民	1,200件	612件	51.0%

(3) 調査結果

① 近所の人とのつきあいの程度について

年齢層別にみると、年齢層があがるにつれて『つきあいがある（「困った時にお互いに助け合えるようなつきあい」「近所の仲の良い人とはお互いに助け合えるようなつきあい」「挨拶・立ち話をする程度のつきあい」の合計）』割合は高くなっており、70歳以上だと93.5%となっています。

他自治体と比較しても、「ほとんどつきあいはない」割合は低い現状にありますが、近所づきあいがあまり見受けられない年代も見受けられます。

〈つきあいの程度〉

	全体	困った時にお互いに 助け合えるようなつきあい	近所の仲の良い人とは お互いに助け合える ようなつきあい	挨拶・立ち話をする 程度のつきあい	あまりつきあいはない	ほとんどつきあいはない	その他	無回答
全体	612 100	147 24.0	158 25.8	207 33.8	51 8.3	37 6.0	5 0.8	7 1.1
年齢								
18～29歳	48 100	4 8.3	4 8.3	18 37.5	8 16.7	13 27.1	1 2.1	0 0
30～39歳	64 100	10 15.6	14 21.9	25 39.1	13 20.3	1 1.6	0 0	1 1.6
40～49歳	79 100	15 19.0	18 22.8	28 35.4	8 10.1	10 12.7	0 0	0 0
50～59歳	89 100	17 19.1	25 28.1	32 36.0	8 9.0	4 4.5	1 1.1	2 2.2
60～69歳	144 100	37 25.7	43 29.9	48 33.3	9 6.3	6 4.2	0 0	1 0.7
70歳以上	170 100	59 34.7	47 27.6	53 31.2	4 2.4	3 1.8	2 1.2	2 1.2
無回答	18 100	5 27.8	7 38.9	3 16.7	1 5.6	0 0	1 5.6	1 5.6

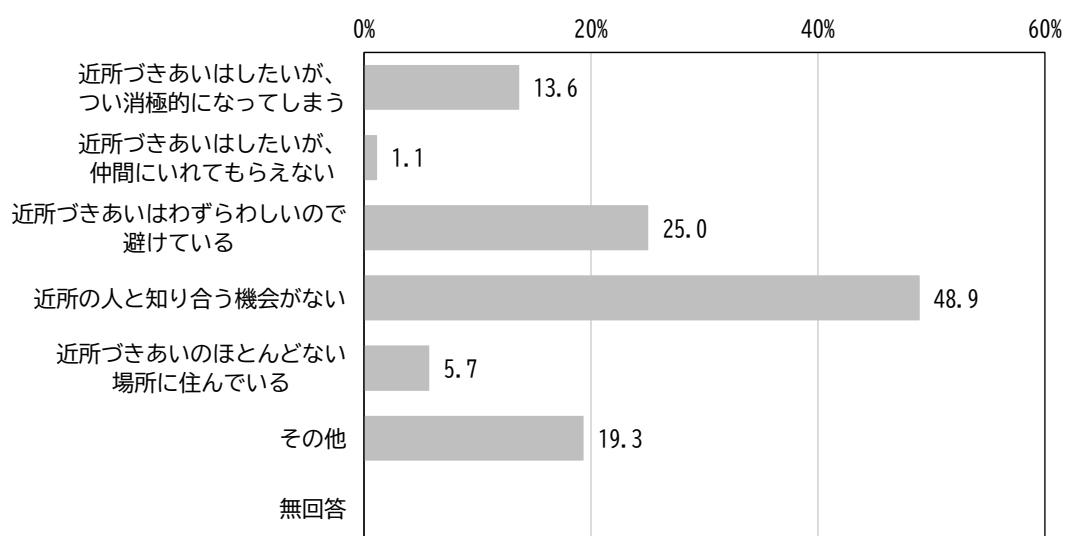
上段：人
下段：%

② 近所づきあいをしていない理由について

近所づきあいをしていない理由について、「近所の人と知り合う機会がない」が48.9%と約半数を占め最も高く、次いで「近所づきあいはわずらわしいので避けている」が25.0%となっています。

〈近所づきあいをされない理由〉

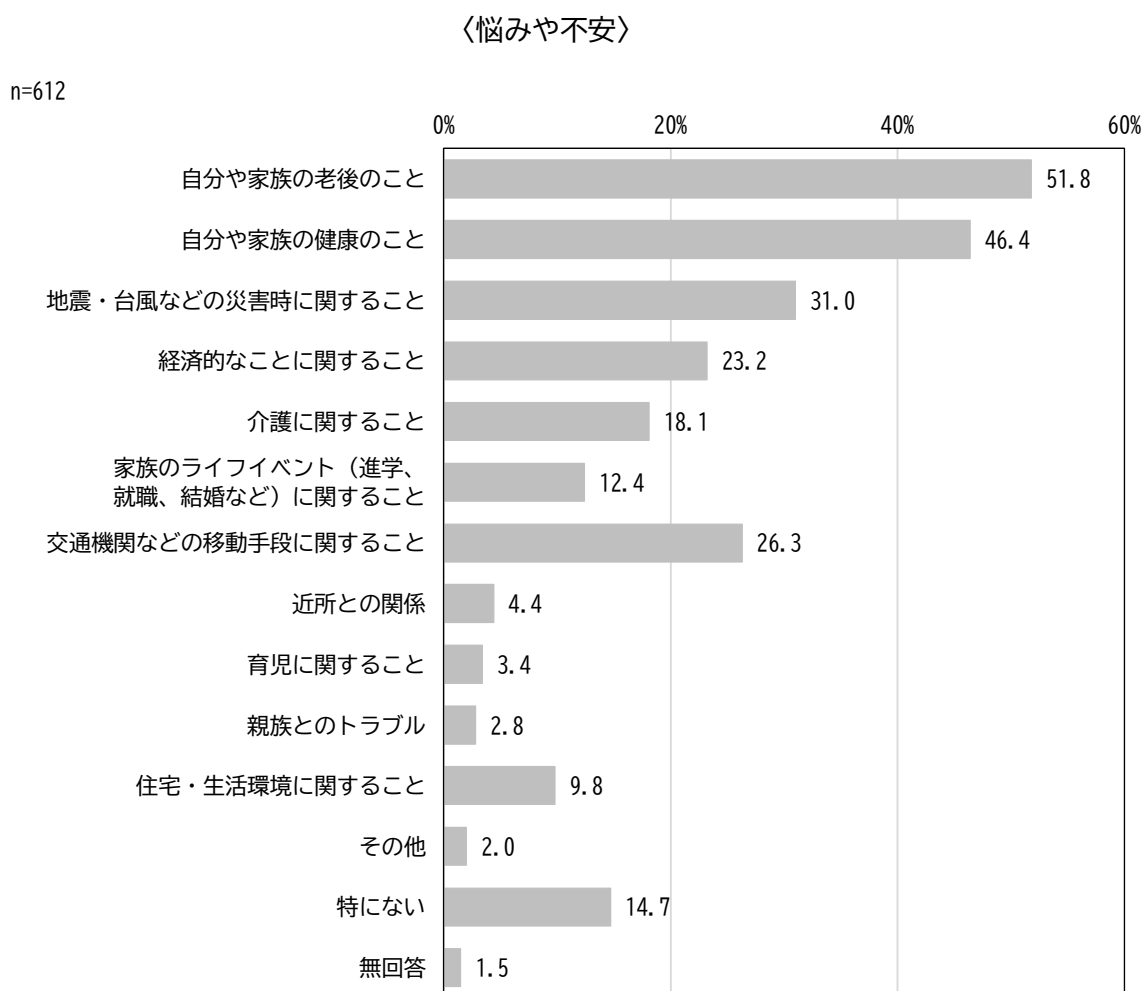
n=88



③ 日頃感じる悩みや不安について

日頃感じている悩みや不安について、「自分や家族の老後のこと」が51.8%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」が46.4%、「地震・台風などの災害時に関すること」が31.0%となっています。

他自治体と同様に、自身や家族の老後や健康について悩みや不安を抱えている住民の割合は高くなっています。一方で介護に関する悩みや不安を抱える人の割合は他自治体と比べると低くなっています。

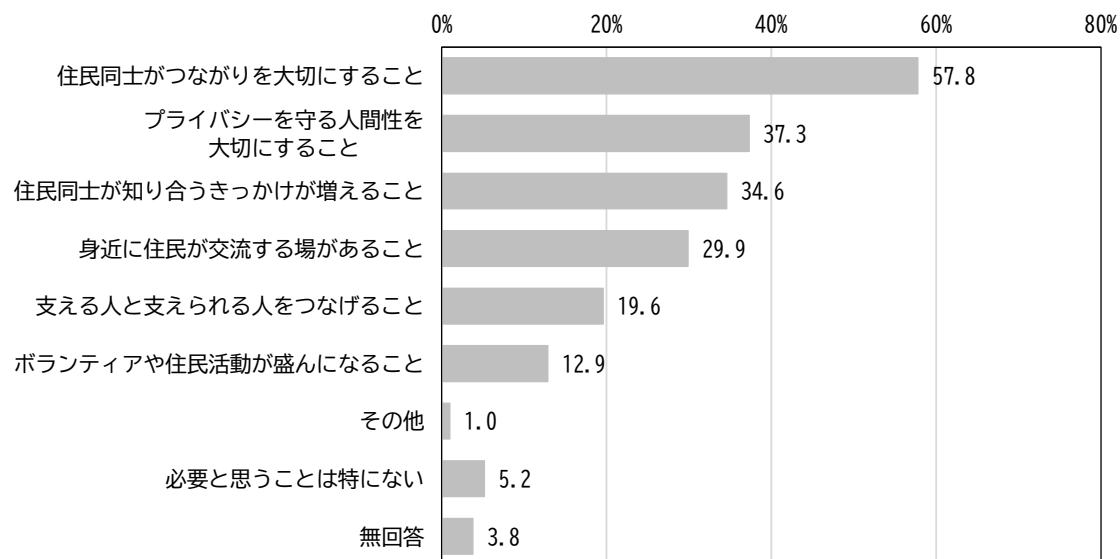


④ 住民どうしの支え合いに必要なことについて

地域住民どうしが支え合えるようになるために必要なことについて、「住民同士がつながりを大切にすること」が57.8%と最も高く、次いで「プライバシーを守る人間性を大切にすること」が37.3%、「住民同士が知り合うきっかけが増えること」が34.6%となっています。

〈支え合いに必要なもの〉

n=612

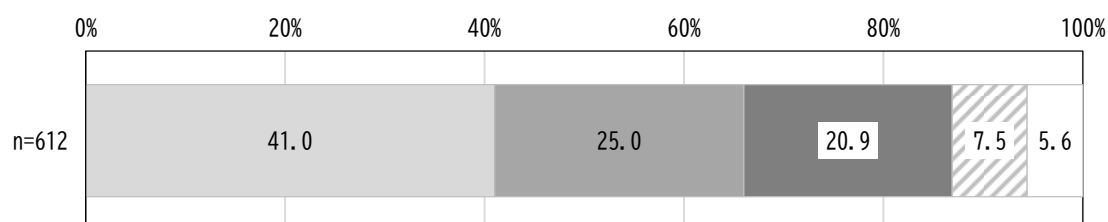


⑤ 高齢者見守り活動への協力意向について

高齢者を見守る活動をどれだけ協力できるかについて、『何らかの協力ができる（協力したいが、高齢者にどこまで関わればいいのか分からない、日頃の近所づきあいのなかで、高齢者に気になることがあったら「地域包括支援センター」などに連絡する、関係機関と協力して、地域の高齢者を定期的に見守り「声掛け」などができるの合計）』が86.9%、「協力できない」が7.5%となっています。

活動への協力意向はあるものの、どの程度まで関わっていいのか分からない住民の割合が高くなっています。

〈活動への協力意向〉

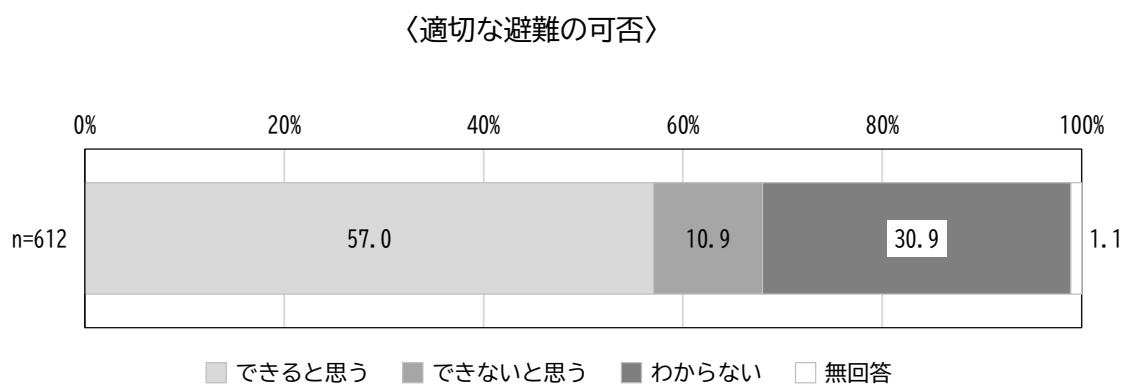


- ☐ 協力したいが、高齢者にどこまで関わればいいのか分からない
- ☐ 日頃の近所づきあいのなかで、高齢者に気になることがあったら「地域包括支援センター」などに連絡する
- ☐ 関係機関と協力して、地域の高齢者を定期的に見守り「声掛け」などができる
- ☐ 協力できない
- ☐ 無回答

⑥ 災害発生時の適切な避難について

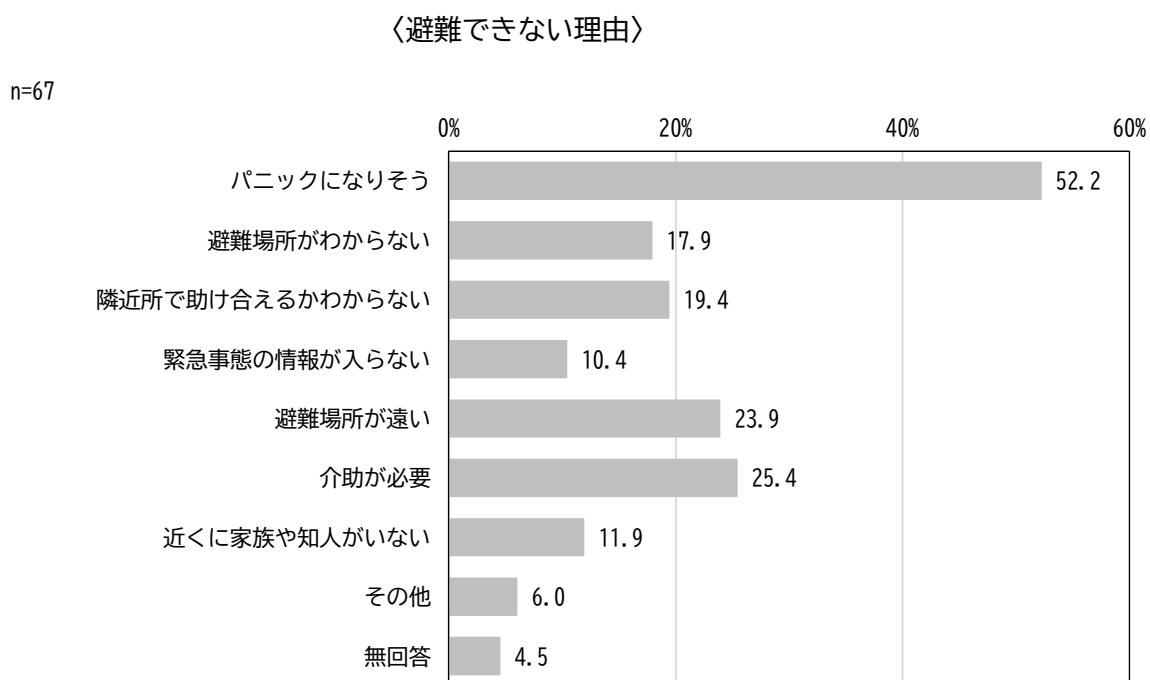
緊急事態時に適切に避難できるかについて、「できると思う」が57.0%、「できないと思う」が10.9%となっています。

他自治体と比較すると、適切な避難が「できないと思う」割合は少ないものの、「わからない」割合が高くなっています。



⑦ 避難できないと考える理由について

適切に避難できない理由について、「パニックになりそう」が52.2%と最も高く、次いで「介助が必要」が25.4%、「避難場所が遠い」が23.9%となっています。

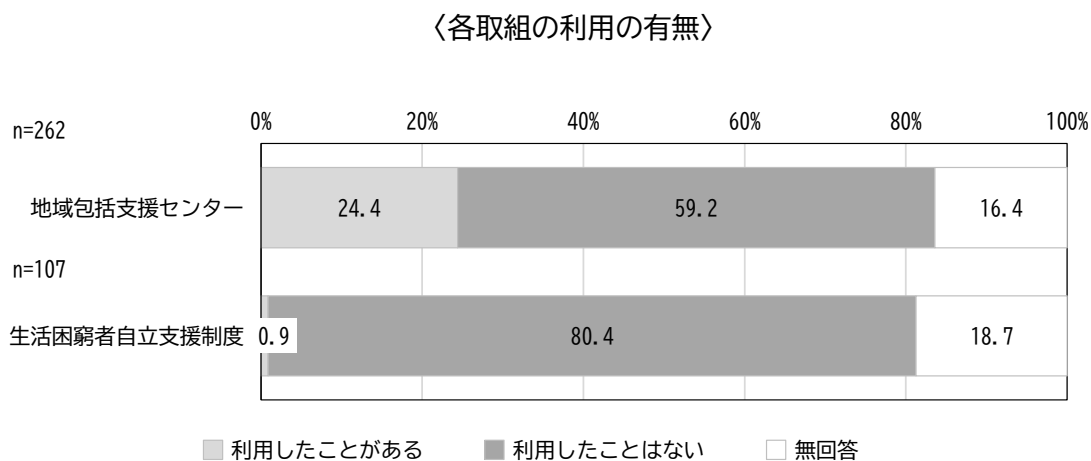
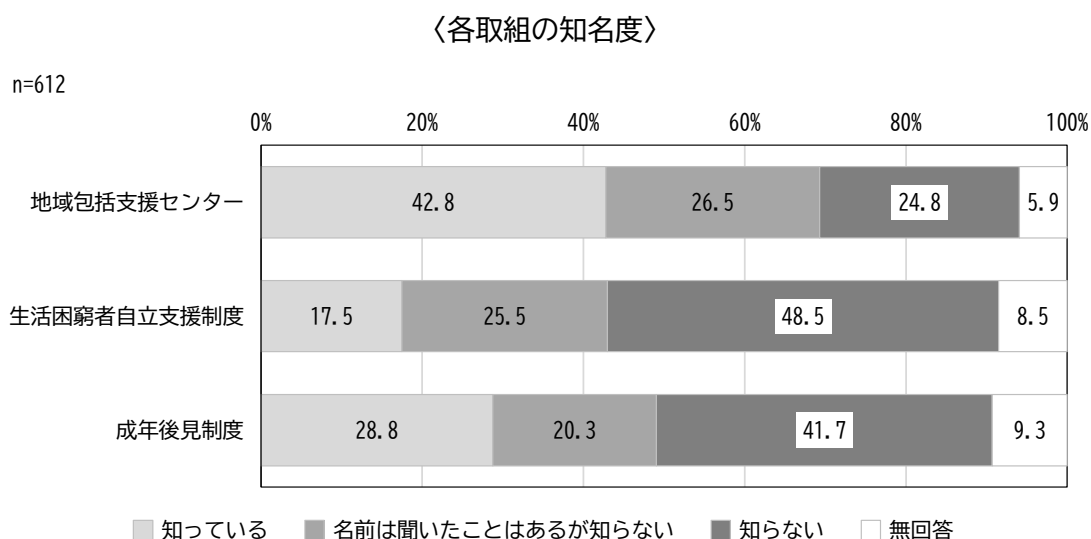


⑧ 各種サービスの認知度及び利用の有無について

各種サービスや取組の認知度について、「知っている」割合が最も高いのは、地域包括支援センターで42.8%、次いで成年後見制度で28.8%、生活困窮者自立支援制度で17.5%となっています。

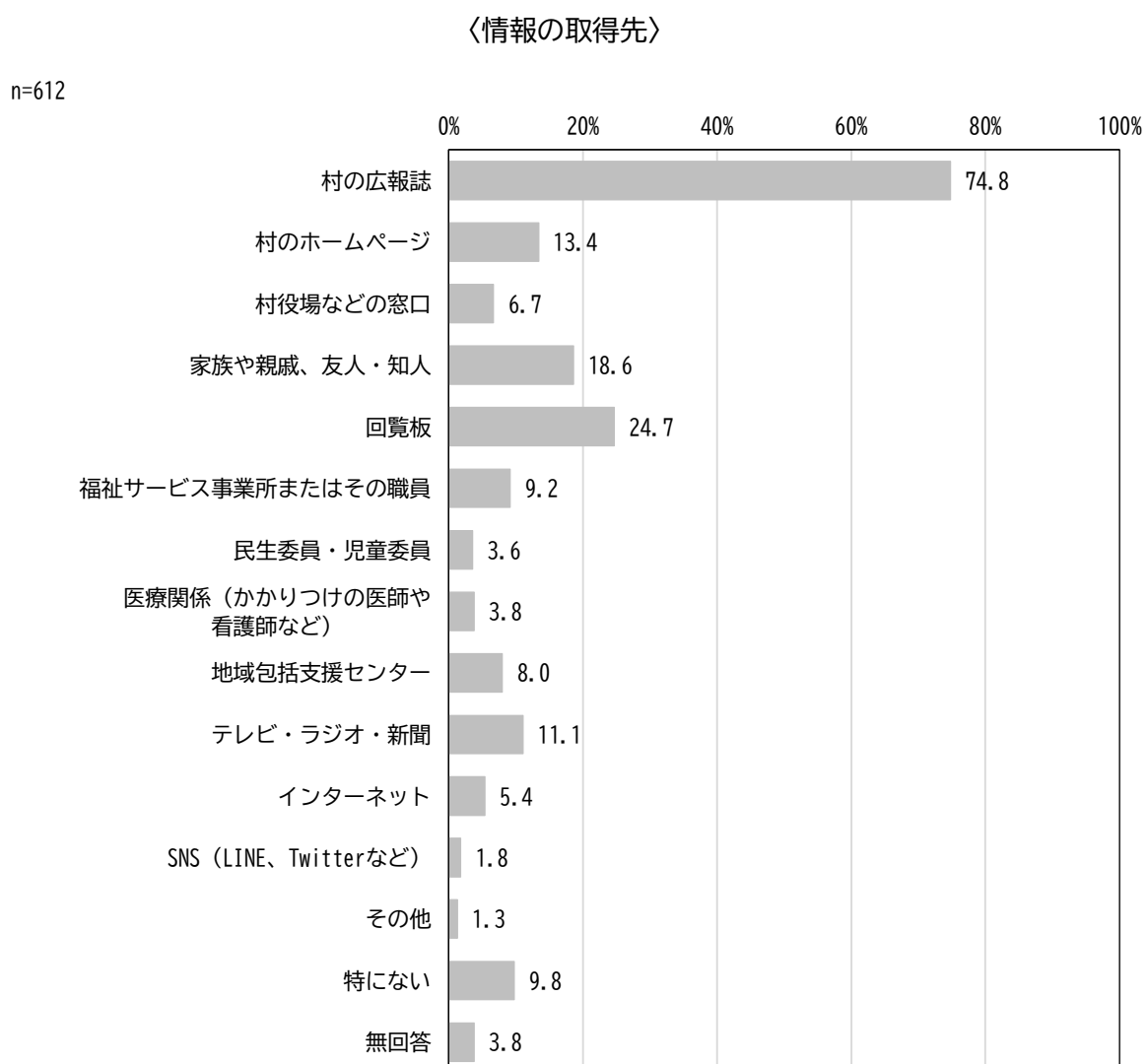
各種サービスや取組の利用状況について、「利用したことがある」の割合は、地域包括支援センターで24.4%、生活困窮者自立支援制度で0.9%となっています。

成年後見制度について他自治体と比較すると、「知らない」割合が高くなっています。



⑨ 情報の取得先について

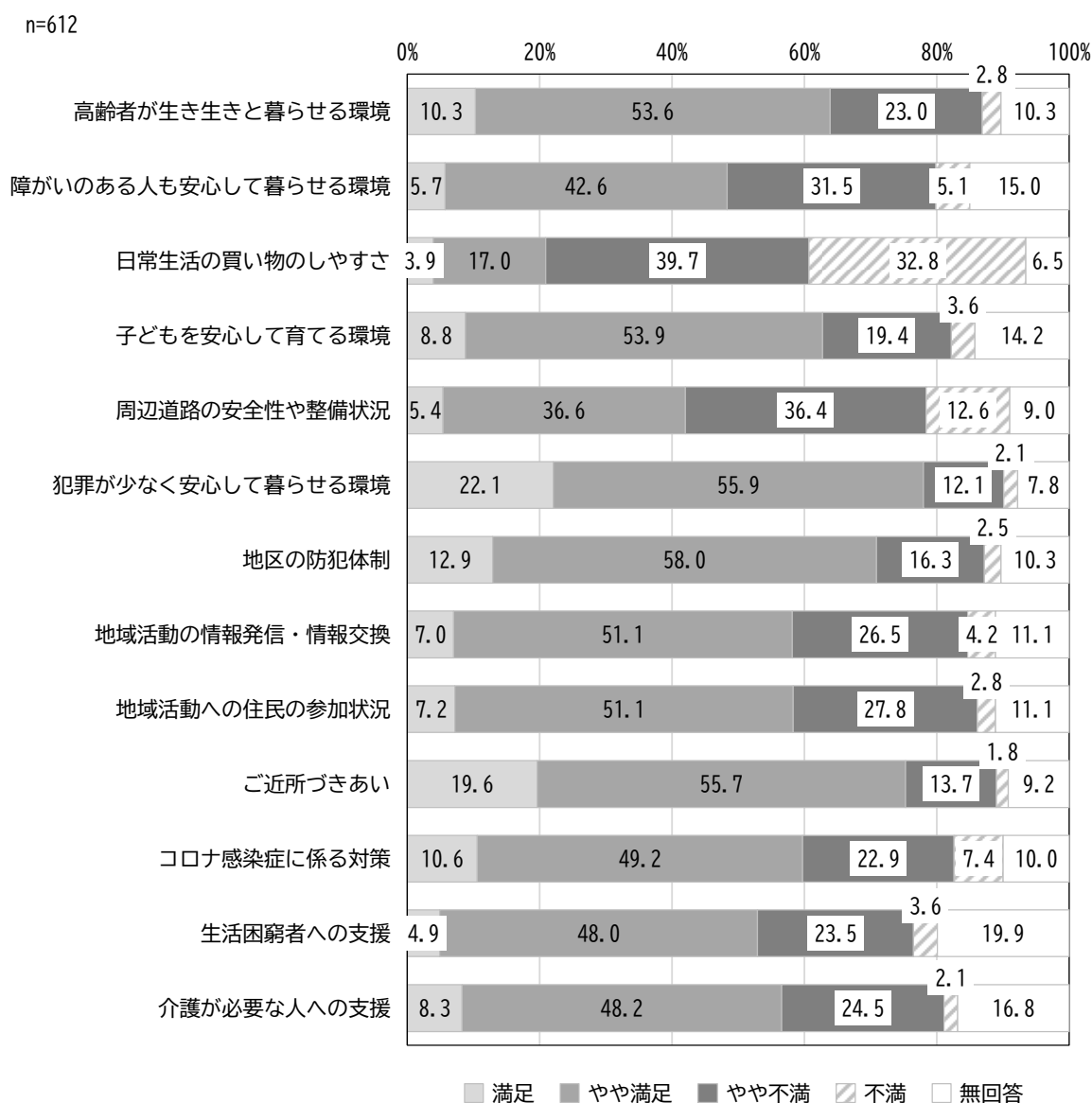
地域の福祉に関する情報の取得先について、「村の広報誌」が74.8%と最も高く、次いで「回覧板」が24.7%となっています。また、割合が低いながらも、「医療関係（かかりつけの医師や看護師など）」が3.8%、「民生委員・児童委員」が3.6%、「SNS（LINE、Twitterなど）」が1.8%となっています。



⑩ 周囲の環境の満足度について

周囲の様々な環境の満足度について、『満足（「満足」「やや満足」の合計）』の割合が最も高いのは「犯罪が少なく安心して暮らせる環境」で78.0%、次いで「ご近所づきあい」で75.3%、「地区の防犯体制」で70.9%となっています。一方で、「日常生活の買い物のしやすさ」は20.9%と著しく低くなっています。

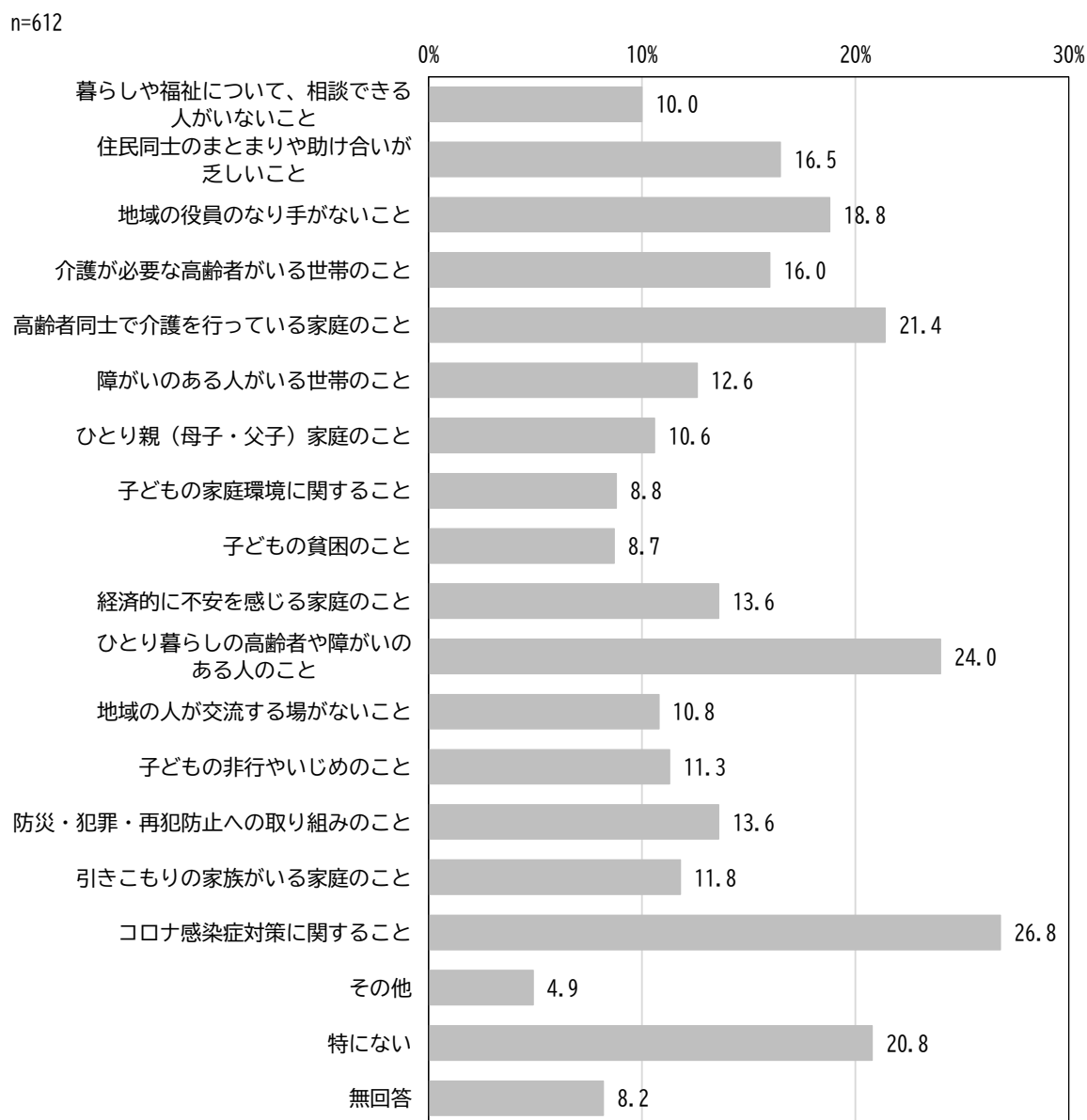
〈周囲の環境の満足度〉



⑪ 住んでいる地域の課題について

地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題について、最も割合が高いのは「コロナ感染症対策に関すること」で26.8%、次いで「ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人のこと」で24.0%、「高齢者同士で介護を行っている家庭のこと」で21.4%となっています。

〈住んでいる地域の課題〉



3 関係団体ヒアリングからみる現状

(1) 調査趣旨

「地域福祉の推進」を図るため、西原村の地域福祉活動を支えている活動実践団体・支援者を対象に、日頃の活動の実態及びニーズについて伺いました。

(2) 調査方法・期間等

令和4年10月24日（月）～10月28日（金）にシートによるヒアリングを実施しました。

令和4年11月8日（火）に対面によるヒアリングを行いました。

日時	方法	回答・参加団体数
令和4年10月24日 ～令和4年10月28日	シート配布	12団体
令和4年11月8日	対面によるヒアリング	12名

(3) シートによる調査結果

① 活動を行う上での課題について

課題だと感じていることについては、「新たな人材等の確保が難しい」が最も多く、次いで「リーダーや役員のなり手がいない」、「担い手の減少や高齢化により活動ができなくなっている」という意見が多くなっています。

回答一覧（一部抜粋）
スーパーサロンについては、地域にリーダー的な方がいると率先して実施できてきたが、そもそも地域を引っ張ってくれる人がいないと、スーパーサロンの立ち上げに繋がらない。立ち上げが難しい地区に区長をはじめ必要性を理解していただく必要がある。高齢者の地域課題としては、①移送問題、②配食など食事の選択の拡充、③高齢者の口腔検査の必要性、④新たな通いの場の創設が挙がってきている。
後継者の確保が難しい。
仕事をもっておられる方もいらっしゃいますので、毎週同じメンバーになることが多いです。
一人で訪問するのは信頼関係づくりには大切な事かもしれないが、客観的にその方を観察し、正しく理解する為にも伴奏（走）者（相棒）が欲しいと思ったことが多々ある。
農家で経営主の為、活動時間をつくりにくい。
引きこもりや障がい者等の情報については「基本的人権及び人格の尊重」「守秘義務の徹底」等により詳細な情報が少なく、どこまで踏み込んでいいのか迷うことが多い。
現在コロナ禍にあり操法大会の中止など活動がやりにくい状態が続いています。団員の職業も様々で職場からの活動制限もあり悩む事があります。しかし、その中でも知恵を出しあい活動を続けています。
保護司はどうか確保できても、収監されていた者が仮出獄してきてすぐに始まる面接に家族が嫌がり、自宅で面接出来ない場面が多い。特に性犯罪、暴行、窃盗などは家族が反対する。また、女性の対象者は女性の保護司でなければ対応出来ないデリケートな部分も多くある。
B型利用者の増やし方。子ども食堂…本当に困っている人達の姿が見えてこない。

② 活動の中で感じる地域の問題点や日々のよく聞く困りごとについて

地域の問題点や日々の困りごとについては、買物や病院にどのように通うのか、また個人情報の扱い方などといった情報面についての課題が挙げられています。

回答一覧（一部抜粋）
免許返納後の移動手段の確保。内科や歯科は村内にあるが、眼科、整形外科、皮膚科などは村外にしかなく、通院が不便。
住民相互の助け合いについて、助け合いが当然になってくると、そのことを負担と思う人も多い。
年を取ったら皆の中に入っていくのが億劫になった。足も痛いし、声が聞き取れないから。
（買い物）交通手段が不自由である。タクシー券（片道3枚1,500円）の制限は、山西地区の方々は便利かもしれないが、河原の南原・猿俣地区は少なく、手払い金が多いので使いにくいとのこと。
タクシー券を依頼してもすぐには対応してもらえない。大型店舗がない為買物が不便。
集落の高齢化（老人会も解散せざるを得ないところも）。福祉の担い手が減少（70歳くらいまで働いている人が多い）及び若い世代も含め50～60歳代の人でも福祉の担い手としての意識が低い。
できるだけ各家庭の情報を収集したい所ですが、個人情報なので把握するのに苦労しています。
保護観察対象者のほとんどが家族から見放されていたり、運転免許を所持していなかったり、生活が苦しかったりすることが多い。

③ 現在の活動以外で取り組んでみたいことや目指す姿について

今後取り組んでみたい活動や目指す姿については、多様な住民との交流や地域の人たちによるパトロールなどがありました。

回答一覧（一部抜粋）
高齢者の生活課題や相談に応じ、課題が解決できる機関を目指したい。包括としては、各地区にスーパーサロンが開催され、高齢者やサポーターが生き生きと活動され、それを支援していきたい。定期的な交流や研修、顔の見える関係を作りたい。
海外からの研修生が多く、その人達との交流又は援助ができるようになりたい。
年を取っていく上で何にでも参加して活動に役立てたら？と。今までの活動を若い世代に伝えていけたらと思います。
民生委員が一人で、お一人暮らしの高齢者を訪問するのではなく、3ヶ月～半年に1回位は、行政か社協職員と2人以上で訪問活動をする、つらい出来事も一人で悩むことも軽減できるので、次の民生委員のなり手もみつかりやすいのでは？
民生委員の一斉改選があり任期を終えるが、地域のキーパーソンとして活動を広げていく。認知症サポーターとして、認知症カフェ（気晴らしカフェ）の手伝い等を続けていく。
消防団としては今後も「村民の生命・身体・財産」を守る事。また、消防団に対しての要望等があれば対応していきたいと思います。
現在、保護司と隊友会（自衛隊OB会）による防犯パトロールを中心に地域の多くの方々が散歩を兼ねてパトロールなどに広げてもらいたい。
誰もが立ち寄れる居場所づくりを目指している。子ども達も気軽に立ち寄れる場所作りを考えている。放課後宿題をして遊んでいくような場所になればと思う。その為のおやつ作りや宿題の手伝いを地域の人が行う。

④ 団体として考える、目指す姿の実現に向けて必要な取組について

目指す姿の実現に向けて取り組んでいくこととしては、地域のリーダーや担い手の確保に関する取組などが挙げられています。

回答一覧（一部抜粋）
スーパーサロンについては、地域のリーダー的な存在の方の発掘と、地域に介護予防の必要性を伝えていく。在宅医療介護の連携は、村に必要性を理解していただき、一緒に作りあげていきたい。
視野の拡大。
皆が楽しく活動出来て、元気に暮らしていける事を願います。
民生委員の心に寄り添って、活動意欲を鼓舞して下さる存在（プロの役場職員か社協職員）が欲しい。
福祉の担い手がなかなか増えないが、次の世代の方（50～60代）に積極的に声をかけていく。まずは福祉協力員から入ってもらって、シルバーヘルパー、認知症サポーターとして力を貸してもらえるようにしていきたい。
常に緊張感を持ち、定期的な訓練を怠らない。
防犯パトロールのベストや帽子などの予算確保。
人材確保。施設等の周知。

(4) 対面によるヒアリング調査結果

テーマ：普段の活動（生活）での困りごとや解決のために必要なこと

地域福祉活動実践団体等として、民生委員より3名、NPO法人たんぽぽハウスより1名、保護司1名、社会福祉協議会より5名参集いただきました。テーマに沿って様々な意見をいただきました。

民生委員

- ・引きこもりの方について専門員に連絡しているが、その後どこまで介入すべきか分からない。
- ・地区に入らない人や未組織地区など、広報が届かない家庭がある。
- ・既存集落では助け合いができるが、新たなコミュニティにおいては、まだ助け合いは難しい。
- ・地域の見守りなど、地域福祉活動のなり手が不足している。80歳代が若手となっているところもある。
- ・シルバー人材の会員数は横ばいであり、60歳代の人が入りやすい体制があればいいと思う。
- ・サロンについて、女性の参加が多いが、男性の参加が少ない。
- ・最近では、助け合うことを億劫だと思う人もいる。助け合いが義務になってはならない。
- ・新たなつながりのあり方を考える必要がある。

NPO法人たんぽぽハウス

- ・引きこもりの方や障がいのある方に働く場所を提供して、少しでも家から出てきてもらえたらと思っている。
- ・お弁当の配達などの支援をしている。
- ・最近では、耳の不自由な人などに対しての支援が行き届かないこともある。
- ・情報発信の方法を工夫していけたらと思う。

保護司

- ・一度罪を犯してしまった人の更生支援をしているが連絡は突然来るのでそこからの対応となる。
- ・近年では女性やLGBTQ等（性的マイノリティ）の方々の対応をするという話もよくあり、関連した勉強ができる機会があればいいと思う。
- ・守秘義務は特に注意深く守っていく必要がある。
- ・保護観察対象者と面談する場所の提供などを村へお願いしたい。

4 地域座談会よりみる現状

それぞれの地域の現状を把握するため、地域別座談会を実施しました。そこでは、西原村の抱える現状や課題、理想の未来像とそれに向けてできること、必要な支援、地域の魅力を話し合いました。全25地区で開催し、様々な意見をいただきました。

(1) 開催趣旨

地域福祉計画策定に向けて、地域住民の抱える日頃の地区に対する想いや考えを伺い、必要となる支援策などを検討します。

(2) 開催期間

令和4年9月5日（月）～9月29日（木）

(3) 質問項目

調査を行う上で、①地区の現状と課題、②将来の地区の理想、③必要な支援、④自分たちでできること、⑤地区の魅力や宝についてお尋ねしています。

(4) 地区ごとのとりまとめ

調査実施地区を以下の表のとおりに分け、それぞれで出ました意見をまとめています。

地区の分類	実施地区
鳥子地区	小園、上鳥子、馬場、古閑
小森地区	畑、名ヶ迫、風当、大切畑、袴野、万徳、下小森、小森団地
河原地区	秋田、門出・田中、瓜生迫
布田地区	北向・新屋敷、上布田、下布田
宮山地区	宮山、出の口
高遊地区	高遊東、高遊中、高遊西、星ヶ丘、西原台

(5) 調査結果

① 鳥子地区

地区の現状と課題
・道路の交通量の増加と車両のスピードが危険。 ・若い人の介護予防サポーターの担い手。 ・地域にまとまりがなく、引っ張っていく人がいない。加入してない人をどう支えるのか。 ・道区役は高齢者ばかり。金銭負担も大きい。 ・高齢になり車の運転ができず。免許返納。→買い物ができなくなる。 ・地区に子どもが少なく、高齢者しかいない。 ・河川工事後、水量が減り、蛍がいなくなった。 ・空き地の管理が特定の人にしかできない。
将来の地区の理想
・公民館が開いていて、みんなで過ごす。 ・夜が暗いので、街灯が欲しい。 ・今の地区は楽しく、昔はみんなで旅行に行っていた。みんなで話したい。 ・芝畑を活用したい。
実現のための支援
・道区役が難しい地区には、専門業者を使って欲しい。(経済を回す意味でも) ・暇なときにみんなでお茶してもいいと思う。 ・コロナを理由に交流の場がないので欲しい。 ・川遊びができるように階段をつくってほしい。 ・芝畑にテントや椅子があればみんなが外で集まれる。
実現に向けてできること
・地域の担い手を増やすこと。 ・芝は婦人会を中心に、地区のみんなで草刈りをして芝を植え替えた。管理もしている。
地域の魅力・宝
・リーダーシップを取ってくれて、みんなが付いてきてくれる地域のキーパーソンがいる。 ・うまく生活ができていない高齢者世帯に対して週1回程度、ゴミ出しや簡単な掃除などの支援をしている。 ・山と川。自然がいっぱい。 ・いい意味で他人に無関心。でも気にかけている。 ・みんな仲がいい。まとまりがある。

② 小 森 地 区

地区の現状と課題
・ 今年地域づくりの一環で、消防団主催のＢＢＱを行う予定。 ・ 地震のときは地区の飲食店が食材を提供してくれて、地区の方と助け合っていた。 ・ お店や郵便局がなくなり不便になった。 ・ コロナ禍で集まりが減った。 ・ ＬＩＮＥグループを作成し、情報を共有している。 ・ 若い人が少なく、担い手がない。 ・ 草刈りできる若者が減った。 ・ 免許がなくなると買い物難民になる。
将来の地区の理想
・ 地震後に空き地が増えたので、移住者が増えるといい。 ・ 手を挙げると地域のみんなが集まってくれる環境がほしい。 ・ 地域のキーパーソンがいなくなっても地域が活性してほしい。 ・ 世代間交流の機会があるといい。 ・ みんなが隣近所に目を向けて、気を配れるようになるといい。 ・ 夜間緊急時の対応などルールを決めてほしい。
実現のための支援
・ 移動販売車や食料品の販売店の増加。 ・ 買い物のための周回バスがあればよい。 ・ 行政との集会所の使い方について、話し合いを進めてほしい。 ・ ゴミ出しのルールについて、村から指導してほしい。
実現に向けてできること
・ 敬老会に合わせて弁当を高齢者へ配布しようと考えている。 ・ 交流を深めるために打ち上げ花火と地区のＢＢＱ大会を開催。 ・ 地域情報を知らせてボランティアに出られると気持ちが変わってくるのではないかな。 ・ 地域交流のイベントの計画と実施。
地区の魅力・宝
・ みんな仲良く、思いやりがある。 ・ 塩井社の水源。豊富に湧き出ている。 ・ 家庭菜園をしている人が多く、野菜を買わなくても近所の人からもらえる。 ・ 90歳以上の高齢者が多い。(今後、各地域のモデルになるのでは)

③ 河 原 地 区

地区の現状と課題
・サロンなどの担い手や参加者が少ない。 ・昔は地区のイベントに男性が参加していた。 ・歩いて公民館へ来るのが難しい人もいる。(送迎不可) ・河川の葦が伸び放題で危ない。大雨が降ると低い岸が危ない。 ・集落の中心に個人商店があり、買い物できる。 ・コロナ以降、交流がなくなり、地区の方とも顔を合わせない。 ・山間部のため、交通が課題。 ・移動販売はくるが満足のいく買物はできない。 ・リーダーシップを取れる人がいたら、協力はできる。
将来の地区の理想
・公民館で集まって、みんなで昔話など会話したい。 ・スーパーサロンに男性や子どもが参加して賑やかになってほしい。 ・コミュニティバスなどといった、買い物の手段の充実。
実現のための支援
・男性がスーパーサロンへ参加している事例の共有が必要。 ・スーパーサロンはチラシを作ってお知らせ。 ・おしゃべりしたい人のため、体操だけでなく話せる時間を設ける。 ・2か月に1回、食事を提供する。 ・社協の車で買い物へ行きたい。 ・買い物サポーターなど、買い物に連れて行ってもらえるサービス。
実現に向けてできること
・リーダーシップを取れる人を見つける。 ・男性も「あの人が参加するならば行ってもいい」と言われる人はいると思う。 ・できる限り、お互いに見守りをしていく。
地域の魅力・宝
・高齢者が元気で料理も上手。 ・気軽に話せる方が多く、スーパーサロンにも穏やかな人が多く参加している。 ・お法使さんまつりで地区が一つにまとまる。

④ 布 田 地 区

地区の現状と課題
・歩いていけるところにお店がない。 ・若い人は消防団くらいで、男性の担い手不足。 ・地域福祉の担い手が少ない。 ・子ども会はあるが、子どもが少ない。 ・秋祭りや子ども相撲、龍王社祭りなどの伝統行事があるが、コロナで開催できていない。 ・婦人会がなくなって、30～40歳代の女性の繋がりがない。若い主婦の繋がりはない。 ・行事ごと70歳代ばかりで、若い人の参加が少ない。 ・各区から30歳代の男女を選出し、布田全体を考え、広報誌等をつくる取組を行ったが、担い手がおらず、細々と活動している。 ・スーパーサロンへ参加したいが移送はしてもらえないか。高齢者は公民館へ行く手段がない。
将来の地区の理想
・祭やイベントを開催して、若い人の参加を増やしていきたい。 ・若い世代との交流行事の開催。 ・高齢者と子どもたちとの交流の機会。 ・違う地区に引っ越しされた人たちとの交流。
実現のための支援
・地域の担い手不足は西原村全体での課題であるため、集落単位ではなく村単位で、30～40歳代が繋がるネットワークを作してほしい。またそのネットワークと地域とをどう繋いでいくのかも重要（特に主婦）。 ・若い人に対する活動があると、愛着を持ってもらえる。
実現に向けてできること
・婦人会を再度立ち上げる。 ・地区でマルシェの開催を企画していた。
地域の魅力・宝
・秋祭りや子ども相撲、龍王社まつりなど伝統行事がある。 ・堤が布田の印象。 ・コミュニティセンターが地区の真ん中にあり、集まりやすい。（堤の横が川のため、水害の災害避難場所にはなれない） ・県道にバスが通っている。 ・地区の人たちでお金を出して作った公園がある。

⑤ 宮 山 地 区

地区の現状と課題
・スーパーサロン参加者の半分は高齢者で参加者も少ない。 ・サロン役員の担い手がおらず、2年で交代になるが、次の役員は忙しい人で、担ってもらえるか不明。 ・区長の担い手もおらず、高齢者に役が回ってくる。 ・コロナ禍でも変わらず近隣とつながっているが、行事がなく地区の人とあまりすれ違わない。 ・免許がなくなったら（返納後は）買い物が不便。 ・からいも農家が多く、忙しい人が多い。 ・子どもが少ない。 ・雪が降ると、坂道の運転が怖い。
将来の地区の理想
・生活をしていて、不安なことはない。
実現のための支援
・キッチンカーをまた再開してほしい。
地域の魅力・宝
・どんどや、宮山鬼神どんなど祭りが賑わう。 ・コロナ前は組ごとに弁当を持ち寄って集まっていた。 ・いざとなったときの集落のまとまりがある。 ・山が近く、風が強い。 ・熊本震災後は地域の人との絆ができた。 ・サロンの歴史は長く、お年寄りも楽しみにしている。

⑥ 高 遊 地 区

地区の現状と課題
・ コンビニやスーパー、ホームセンターが近くにあり、買い物は困っていない。 ・ 道区役のときに、地区の方とは顔を合わせるくらい。 ・ 病院が近くにないくらいで生活には困らない。→ただし、眼科や外科が村内にない。 ・ 高齢者世帯が多く、子どもたちの姿をあまり見ない。 ・ 熊本地震のときは芝畑に集まったが、畑の所有者が変わったこともあり、どこに集まったらいいかが分からない。 ・ 公園があるが、子どもが遊ぶ姿を見ない。 ・ コロナ前は地区の方と花見などで顔を合わせていたが、コロナ以降は散歩のとき顔を合わせるくらいになった。 ・ 班ごとに忘年会など交流の場があった。 ・ 交通量が多く、県道へ出にくい。ガソリンスタンド裏の道路の見通しが悪く、事故があった。 ・ 地区には袋小路が多いが、抜け道も多い。
将来の地区の希望
・ コロナが落ち着いたらスーパーサロンを再開し、楽しく活動したい。花見がしたい。 ・ スーパーサロンへの男性の参加。 ・ 50～60歳代の人に頑張ってもらいたい。(現在は70歳代が支えているので) ・ みんなで気軽にお茶を飲める場所があれば。 ・ 夏祭りをまたやりたい。若い人も来れるイベントを。 ・ 若い人の集まりの場がほしい。
実現に向けてできること
・ 区長を中心に役員を集めて、住民の声を聞いてイベントを企画。
地域の魅力・宝
・ 俵山を眺める景観がいい。 ・ 子どもたちが多く、子どもたちの声が聞こえる。 ・ みんな仲が良く、サロンを中心に繋がっている。

5 課題の整理

① 西原村をつくっていく、次世代の担い手育成

地域別座談会やグループインタビュー調査の結果より、現在の地域におけるキーパーソンの高齢化や新たに地域を引っ張っていく人がいないなど、「担い手」に関する懸念は多く上がっている現状です。

しかしアンケート調査によると、ボランティア活動などへの参加意向がある人は6割を超えているなど、住民の活動への参加意欲は高くなっています。一方で、「どこまで関わっていいのかが分からない」など活動参加の障壁が残っています。

活動参加に対する障壁を取り除き、多くの住民が地域福祉活動を担っていくことができる西原村を目指して、取組を進めます。

② 村における新たな“支え合い”の構築

近年では核家族化や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、近所付き合いのあり方なども変化しています。西原村でもこのような状況は見受けられ、アンケート調査でも一定数、近所付き合いの少ない人もいます。

一方で、住民の抱える日々の困りごとは多様化しており、老後のことや健康のこと、災害のこと、経済面でのことなど様々です。

また、グループインタビュー調査などでも上記の現状は課題として挙がっています。多様化・複雑化を極める昨今の地域福祉課題に対して、新たに“地域の支え合い”とはどうあるべきか、どのように地域住民どうしでつながる必要があるのか、考え直していくことが重要です。

③ 村の実情に合った地域福祉活動推進体制の整備

各種調査から、住民の抱える要望も様々ありますが、特に買い物や通院などの移動に不便を感じている住民は多いことが分かります。ただしこれらの問題については、住民どうしのつながりだけ、もしくは村や社会福祉協議会だけの取組だけでは解決できるものではありません。西原村の抱える問題を解決するため、住民一人ひとりや機関・団体・キーパーソン、村・社会福祉協議会等が一体となる体制について考えていく必要があります。

また、アンケート調査から、各種相談窓口や地域福祉活動を支えている団体の認知度についても、低いことが分かります。多くの住民に窓口や団体を知ってもらい、日々の生活に生かしてもらうための施策も併せて検討します。

第3章 基本理念と施策体系

1 基本理念の設定

住民参加と支え合いによる 誰もが住みよい村づくり



西原村は豊かな自然と文化の中で、お互いに協力した生活が営まれ、発展を遂げました。

身近な人々とのつながりが希薄になっている昨今においても、西原村では住民どうしの助け合いの意識は根強く残っています。

村では今後、住民どうしの今以上の結びつきによって、誰一人取り残さず、みんなが幸せに暮らせる西原村を改めて目指していきます。

村は、平成21年度に「主体的な住民の参加」「住民サービスの提供」「男女共同参画の推進」「緊急体制の推進確保」を、社会福祉協議会では「子どももお年寄りも、障害のある人もない人も、住み慣れた地域で、家族や地域社会の思いやりや連帯意識に支えられ、村民一人ひとりが今日の生活に充実感と安らぎをもち、生きがいのある生活を送れるよう「住民参加とささえ合いによる福祉の村」づくりを目指す。」を理念に掲げ、地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定しました。

本計画では、地域福祉活動計画で掲げられていた「住民参加とささえ合いによる福祉の村」を踏まえ、新たに上記の普遍的な理念を掲げます。

住民のより良い幸せのために、住民一人ひとりができること、村及び社会福祉協議会ができること、また両者の協働により取り組むことを、上記理念のもとに展開します。

2 目指すべき村の理想像

誰もが住みよい村としていくためには、解決すべき地域課題がいくつかあります。これらの課題に住民一人ひとりが協働し実践することで、また活動一つ一つを公的機関が整備・支援することで、西原村の地域福祉活動はさらにより良くなり、住民一人ひとりの暮らしを支えていくものになります。

またこれらの課題を解決した理想的な西原村の姿を以下に掲げ、その姿に向かっていくための基本方針を設定したのち、より具体的な取組を展開します。

理想像 ① 住民主体の地域福祉活動が活発な村

村内には地域福祉活動を担う人はいますが、主導して活動を実践する主体は少なくなっています。その理由としては活動実践者・団体の高齢化や後継者不足などが挙げられますが、一人で地区全員の住民の暮らしを見守るといった負担の増大も問題となっています。また活動する場も不足しています。

このような問題を解消していくためには、住民一人ひとりが地域福祉活動の実践主体となれるような意識啓発活動や交流できる場の環境整備を行い、西原村全体に地域福祉活動実践の機運を醸成することで、誰もが積極的に様々な活動に取り組む村を目指します。

理想像 ② 協働による助け合い、支え合い関係がある村

地域福祉活動は、個人どうしや団体どうしまた個人や団体がそれぞれの活動分野を超えて連携することでより活発になり、様々な住民のニーズに対応できるようになります。

現在西原村においても分野を超えた連携は実際に行われていますが、その動きをより活発にし、一人でも多くの地域福祉サービスを求める住民を支えていけるような体制をつくり上げることが大切です。

理想像 ③ 公的機関によるサービスの利用がしやすい村

村内においても、住民や団体の活動だけでは解決できない福祉課題はいくつもあります。また、活動を行っていく上で個人情報の取り扱いや人権を尊重した活動など、個人の活動だけでは解決できない様々な課題が各種調査でも挙げられています。

このような福祉課題については、村や社会福祉協議会などの公的機関の主導による法制度の整備などにより活動を補完することで、より良い暮らしの実現を目指します。

整備後の各制度の運用については、公的機関を含めた各活動主体全体による協働のもと地域福祉活動を担っていく必要があります。

3 基本方針の設定

基本方針 1 村の活動を担う「人づくり」

西原村では、多くの方が住民の生活を支えようと手を挙げ、様々な活動を担ってくれています。ただし近年の様々な問題を受け、活動者の負担は大きいものとなっています。これらの問題に対して、また住民一人ひとりがお互いのつながりを意識し協働する村を目指して、福祉活動に積極的に関わるボランティア人材の育成や団体支援などを行います。

基本方針 2 支え合いによる「地域の輪づくり」

西原村には地域の人たちとのつながりが昔から色濃く残っており、大きな震災が起きたときでもお互いが手を取りながら、助け合ってきました。今後の地域福祉活動をより発展させていくためには、近所の人どうしなど、日頃から顔の見える関係づくりが必要不可欠なものとなります。近所付き合いの希薄化が問題となっている昨今において、今一度、お互いがお互いを支え合うための取組について考えていくことが重要です。

基本方針 3 誰一人取り残さない「支援体制づくり」

西原村には、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の住民が住んでいます。また、子育て世帯や障がいのある人など、多様な方が同じ地域で暮らしており、日々抱える生活への困りごとは複雑化・多様化しています。

情報格差や人権問題など求められる様々な福祉ニーズに対応するため、また一人ひとりの支え合いだけでは解決できない問題を解消するため、村及び社会福祉協議会が主体となって取り組むべき分野横断的な支援について定めます。

4 重層的支援体制整備事業の創設について

令和3年4月に改正社会福祉法が施行されました。そこでは、生活を送る上で困難は抱えているものの、既存の制度の対象となりにくいケースや、一人の住民が複数の生活課題を抱えている実態などに目を向け、対応できるようにしていくため、重層的支援体制整備事業の創設が規定されました。

重層的支援体制整備事業は、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを一体的に実施するものであり、地域住民のニーズに対応するための包括的な支援体制の構築が求められます。

本計画では、上記支援の一体的な展開を想定しながら、地域福祉の推進を図ります。

5 施策体系(図)

基本理念

住民参加と支え合いによる 誰もが住みよい村づくり

目指すべき村の理想像

① 住民主体の地域福祉活動が活発な村

基本方針 1 村の活動を担う「人づくり」

—目標1 交流・ふれあいの充実

—目標2 地域で輝く人材の育成

目指すべき村の理想像

② 協働による助け合い、支え合い関係がある村

基本方針 2 支え合いによる「地域の輪づくり」

—目標1 支え合える関係の構築

—目標2 孤独・孤立対策の推進

—目標3 暮らしやすい環境整備

目指すべき村の理想像

③ 公的機関によるサービスの利用がしやすい村

基本方針 3 誰一人取り残さない「支援体制づくり」

—目標1 包括的な相談体制の拡充

—目標2 情報発信の促進

—目標3 権利擁護の推進

共通項目

重層的な支援体制整備に向けた取組の推進

第4章 施策の展開

～目指すべき村の理想像①～

住民主体の地域福祉活動が活発な村

西原村の地域福祉活動を支えていくためには、住民一人ひとりの働きかけが重要になります。それぞれが福祉活動の当事者として活動へ参加することが、より良い村をつくっていくことにつながります。住民による地域福祉活動の更なる活性化を目指して、以下の基本方針のもと、取組を進めます。

基本方針 1 村の活動を担う「人づくり」

西原村では、住民の暮らしを支えるために、民生委員・児童委員など多くの方々が活躍している一方で、高齢化やつながりの希薄化などにより、地域福祉の担い手の負担は大きくなっています。

また、既存の公的福祉サービスでは対象とならないものの、様々な生活課題を抱えた状態にある人をどのように地域で支えていくかという問題も顕在化しています。

住民一人ひとりがお互いの顔を見ることが出来る関係を構築・維持し、お互いの暮らしを支え合える村を目指します。また、地域福祉活動を次世代に発展させていく担い手や団体を育てるため、以下の取組を推進します。

目標1 交流・ふれあいの充実

【取組】

- ① 見守り体制の充実
- ② 多様な住民どうしの交流活動の促進

目標2 地域で輝く人材の育成

【取組】

- ① 地域福祉教育の充実
- ② ボランティア等諸活動の推進

基本方針 1

村の活動を担う「人づくり」

目標1 交流・ふれあいの充実

今後の取組

① 見守り体制の充実

地域の中での見守り体制を構築する上で、隣近所や身近な人たちと積極的にコミュニケーションを図ることは重要です。日々の挨拶など、少しの心配りがお互いの生活を支えます。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 日頃からご近所どうしで挨拶や世間話などのコミュニケーションを取り合いましょう。
- ご近所のことでは何か困りごとや不安なことがあった場合は、民生委員・児童委員、村、社会福祉協議会などへ相談しましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 声かけや見守り活動の充実のため、日頃より地域でのコミュニケーションの必要性について啓発を行います。 ○ 阿蘇管内の7市町村で助け合い・支え合い活動を行う阿蘇やまびこネットワークの事業を推進します。	○ 一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、障がい者世帯の情報把握に努め、各地域での見守り体制の強化を図ります。 ○ 民生委員・児童委員など地域の住民を見守る人や団体を支援します。

訪問活動

- 社会福祉協議会では、一人暮らしの高齢者宅への定期的な訪問を行うなど、地域の見守り活動を行っています。
- 民生委員・児童委員もまた、西原村の生活を住民の立場から支えてくれています。



一人暮らしの高齢者宅への定期的な訪問活動

基本方針 1

村の活動を担う「人づくり」

目標1 交流・ふれあいの充実

今後の取組

② 多様な住民どうしの交流活動の促進

西原村には小さな子どもから高齢者、子育てをしている人、障がいのある方、外国人等多くの方が暮らしています。みんなが集まる場を活用してお互いを知ることで、助け合いの輪は構築されます。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 村内では、スーパーサロンなどの交流の場やスポーツ大会といった健康増進イベント、親子の交流会や福祉イベントなど様々な交流活動が行われています。興味のある活動に積極的に参加して楽しみましょう。
- 今後開催してほしい取組などがあれば、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に提案してみましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 地域ごとで行う老人スポーツ大会や交流が増える祭などのイベント、スーパーサロンの開催を支援します。 ○ 住民どうしが気軽に話し合える場所や機会を提供します。 ○ 若い世代の横のつながりを増やす活動の企画・支援を行います。 ○ 子どもから高齢者まで、幅広い世代の住民が交流できる活動の支援を行います。 ○ 交流活動促進に向けて、施設や設備の整備を検討します。	○ ミニデイサービスの開催やスーパーサロン及びサロン活動の推進を図り、住民の生活の質の向上を目指した、健康推進事業やレクリエーションの充実に努めます。 ○ 子どもや男性のスーパーサロン及びサロン活動の参加を促し、多世代の交流や参加者どうしで交流できるよう努めます。 ○ 気軽に出席けられる場の創出や支援に努めます。

スーパーサロン

- 西原村独自のオリジナル体操を行うなど介護予防を中心とした活動を行っています。高齢者の交流の場として、多くの住民が参加しています。
- 地域座談会でも同サロン活動の意見が多く、今後も活発な活動が望まれています。



活動の様子

老人・障がいスポーツ大会

- 高齢者や障がいのある人も含めて誰もが元気に暮らせるようにスポーツ大会など様々なイベントを行っています。
- 健康増進だけでなく交流促進の機会にもつながり、多くの住民が参加しています。



スポーツ大会の様子

ワークキャンプ

- 小学生ワークキャンプでは、社会福祉施設での高齢者との対話やお世話体験を行います。
- 福祉活動への理解・関心を高めることなどを目的とした活動で、夏休みを利用して多くの小学生が参加しています。



お世話体験

基本方針 1

村の活動を担う「人づくり」

目標2 地域で輝く人材の育成

今後の取組

① 地域福祉教育の充実

活動を行う上で、地域福祉活動に関する正しい知識を修得し、理解することは重要です。村でも地域福祉に関する勉強会等を開催し、気軽に参加できる体制を整えます。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 民生委員・児童委員、ボランティア活動など地域の福祉活動についての理解を深めましょう。
- ボランティア講座や学習会などに積極的に参加しましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 地域福祉に関する住民向け講座及び団体向けの研修会への参加を促し、村の地域福祉に対する機運を醸成します。 ○ 福祉サービス事業者など関係機関と連携をとり、地域福祉に関する専門知識を有する人材の確保支援を行います。	○ 子ども・子育てや高齢者、障がいのある人に関する福祉教育を住民及び関係機関へ実施します。併せて、生涯学習の一環として行う、住民の自発的な学習を支援します。

福祉体験学習

- 人材発掘ときっかけづくりの一環として、様々な福祉体験学習を実施しています。
- 実際に体験してみることを通じて、地域福祉に興味・関心を持ってもらうことを目指しています。



学習の様子

基本方針 1

村の活動を担う「人づくり」

目標2 地域で輝く人材の育成

今後の取組

② ボランティア等諸活動の推進

本村ではいくつかのボランティア団体が、住民一人ひとりの暮らしを支えるために様々な活動を行っています。それらの支援を行うとともに、ボランティア活動について理解を深めることができる取組を行います。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 地区で活動しているボランティア団体について理解を深めましょう。
- 興味のある活動があれば、積極的に参加しましょう。
- 社会福祉協議会で随時紹介するボランティア団体の活動について関心を持ちましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 広報誌を活用した周知・啓発を行い、住民のボランティア意識を高めます。 ○ 子育てや介護などを手伝ってほしい人と手助けしたい人とをつなぐシステムの構築を目指した支援を行い、住民の生活の質の向上に努めます。	○ 住民のちょっとした困りごとを住民どうしで助け合える仕組みづくりや活動の支援に努めます。 ○ 様々な地域のニーズに応じて、登録しているボランティア団体及び個人を紹介します。 ○ 活動意欲のある住民・団体に対して活動に関する情報発信を行い、様々な活動への参加を促します。

のぎくまつり

- 子どもから大人まで、西原村の住民皆さんの協力によってつくり上げる、福祉のまつりです。
- デイサービス利用者や保育園児、小学生など住民主体の演芸や出店で盛り上がります。
- 地域ボランティアの協力も受け、開催されています。



のぎくまつりの様子

～目指すべき村の理想像②～

協働による助け合い、支え合い関係がある村

「西原村での暮らしを良くする」という目的を達成するためには、個人の努力だけではなく、複数の主体（他の人や団体）の協力することも欠かせないものとなります。西原村に適した「協働」を進めていくために、以下方針のもと、取組を展開します。

基本方針 2 支え合いによる「地域の輪づくり」

西原村には子育て世帯や高齢者、障がいのある人など様々な住民が生活しており、それぞれのニーズを満たしていくための福祉活動は欠かせないものとなります。それぞれの分野に応じた施策を進めていく上で、本村では重点的に進めていく取組を設定します。

ネットワークの構築や環境整備を行い、誰一人として社会から孤立することのない村を目指して取組を進めます。

目標1 支え合える関係の構築

【取組】

- ① 地域福祉のネットワークづくり
- ② 子育て世帯・ひとり親家庭への支援
- ③ 高齢者・障がい者支援
- ④ 生活困窮者支援

目標2 孤独・孤立対策の推進

【取組】

- ① 孤独・孤立の実態把握
- ② 支援等の情報発信
- ③ 声を上げやすい環境の整備

目標3 暮らしやすい環境整備

【取組】

- ① 村内の交通手段の確保
- ② 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進
- ③ 安心して住むことができる生活空間の確保
- ④ 地域防災体制の整備
- ⑤ 防犯体制の整備

基本方針 2

支え合いによる「地域の輪づくり」

目標1 支え合える関係の構築

今後の取組

① 地域福祉のネットワークづくり

適切な支援をサービスの必要な住民へ届けるため、住民一人ひとりや関係機関、村、社会福祉協議会等が互いに情報を共有できる体制を構築します。



住民・地域（団体）で取り組めること

- ネットワークの構築は、住民の暮らしをより良いものにするための活動です。重要性を理解し、活動に協力しましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 支援の必要な住民について情報収集を行い、全庁及び関係団体と適切な情報共有を行います。 ○ 複雑化・多様化する福祉課題の解決に向け、重層的な支援体制を整備します。	○ 地区単位で地域別座談会を定期的に行い、住民が抱える福祉課題について情報収集します。 ○ 民生委員・児童委員やシルバーヘルパー等と協力し、地区の住民の生活を日々見守ります。 ○ 支援体制の見直しを随時行い、必要な人へ支援が届く体制を整備します。 ○ 地域課題に柔軟に対応し、適切な福祉活動を推進するために、赤い羽根共同募金等による自主財源の確保に努めます。

地域座談会

- 様々な機関・団体どうしの連携を強化するために、座談会を開催しています。
- 積極的な情報共有を行い、一人でも多くの住民の暮らしを良くするために活動しています。



地域座談会の開催

基本方針 2

支え合いによる「地域の輪づくり」

目標1 支え合える関係の構築

今後の取組

② 子育て世帯・ひとり親家庭への支援

支援の必要な子どもや世帯に対して、サービスの利用状況や希望等を把握した上で、適切なサービスへつなげます。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 子育て世帯へは、国や県、村など様々な行政サービスが整備されています。利用したいサービスについて情報を収集し、適正な利用をしましょう。
- 不明な点は、村や社会福祉協議会内にあるファミリーサポートセンターへ相談しましょう。
- 子育て世帯・ひとり親世帯に対する理解を深めましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 複雑化・多様化する子育てニーズに対応するための保育・教育サービスを検討します。 ○ ひとり親家庭のニーズを把握し、就労支援や子育て支援等といった総合的な支援を行います。	○ 活動を経て得た子育てに関する地域の課題について、関係機関と調整し解決に努めます。 ○ 保護者と子どもとの交流、保護者、子どもどうしの交流の機会を提供します。 ○ 障がいのある子どもやその家族の相談に応じて、関係機関や事業所等との連携を図り、安心して豊かな在宅生活が送れるよう取り組みます。

子ども合同サロン

- 子ども・保護者と高齢者の交流の場を設け、世代間交流を図ることを目的として開催されます。
- 高齢者には孤独・孤立の予防、子どもには社会性を育む機会となります。



子ども合同サロン活動

基本方針 2

支え合いによる「地域の輪づくり」

目標1 支え合える関係の構築

今後の取組

③ 高齢者・障がい者支援

支援が必要な高齢者、障がいのある人に対して、関係機関と連携して適切なサービスをつなげます。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 支援が必要な人に対する国や県のメニューが整備されています。情報を収集し、適切なサービスを利用しましょう。
- 隣近所で支援が必要だと思われる住民がいたら、村や社会福祉協議会へ伝えましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 介護予防教室等を行い、認知症対策や健康増進に向けて取組を行います。 ○ 関係機関と連携し、支援・相談窓口の充実を図ります。 ○ 高齢者福祉・障がい者福祉に関する情報について、広く住民へ発信します。	○ 認知症の方が住みやすい村となるような啓発活動や通いの場、交流の場の支援に努めます。 ○ シニア世代（特に前期高齢者）を対象とした介護予防の推進に努めます。 ○ 障がいがあっても自立した生活が送れるよう、当事者及び当事者団体の支援に努めます。 ○ 日々の活動により浮き彫りになった課題について、県や村、民間団体などといった関係機関と調整し、解決に努めます。 ○ 職員や関係機関に対して研修等を行い、サービスの向上に努めます。

のぎくの会

- 在宅介護を行う家族の悩みや不安を解消するため、

同じ立場にある人どうして結成されています。
- 心強い‘仲間’と意欲的に在宅介護に取り組んでい

ただくために、様々な取組をしています。



在宅介護者の会「のぎくの会」

基本方針 2

支え合いによる「地域の輪づくり」

目標1 支え合える関係の構築

今後の取組

④ 生活困窮者支援

経済的な理由等により生活困窮に陥った、または陥る可能性のある世帯に対して、相談窓口を設けるなど支援を行い、適切なサービスへとつなげます。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 隣近所で支援が必要な住民がいたら、村や社会福祉協議会へ相談しましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 相談窓口にて、生活困窮に陥る可能性の高い家庭を早期発見、対応するために、訪問活動などを行う支援体制の構築に努めます。 ○ 地域における生活困窮者の状況を把握し、住まいや就労等、適した支援を行います。また、必要に応じて、生活困窮者と国や県などの関係機関とをつなぎます。	○ 支援の必要な状況に応じて相談支援や緊急的な支援を行うなど、支援内容を充実させます。 ○ 複合的な課題解決のため、複数の制度や支援メニューを組み合わせながら、支援を行います。

基本方針 2

支え合いによる「地域の輪づくり」

目標2 孤独・孤立対策の推進

今後の取組

① 孤独・孤立の実態把握

西原村の孤独・孤立の現状について把握をするため、適宜情報収集を行います。孤独・孤立状態に陥ると、健康に悪影響を及ぼす可能性が高くなります。一人でも多くの孤独・孤立に悩んでいる住民に対して、適切な支援を行います。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 地区の中で孤立している、また孤立する恐れがある人がいたら村や社会福祉協議会へ相談しましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 地区等で孤立している人に関する状況について情報を収集できる機会を設けます。 ○ 子どもや若者、外国人、高齢者等それぞれの行動について実態を把握し、効果的な施策の評価・検証を行います。 ○ 孤独・孤立に関する学術研究及び統計の整理を行います。	○ 日々の活動や各種関係機関等との連携を図りながら、孤独・孤立に陥る可能性のある人の把握を行います。 ○ 孤独・孤立に関して住民の相談窓口となり、行政と協力してアウトリーチを活用した支援や場、機関へつなげます。

基本方針 2

支え合いによる「地域の輪づくり」

目標2 孤独・孤立対策の推進

今後の取組

② 支援等の情報発信

専用のフリーダイヤルなど孤独・孤立状態にある人の支援を行う相談窓口に関する情報の発信を積極的に行います。情報が必要な人へ届くよう、住民、村、社会福祉協議会がともに適切な情報発信・共有することが重要です。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 発信される情報の収集を行いましょう。また収集した情報について、隣近所で共有しましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 孤独・孤立に陥っている人及びその親族に向けて、支援をタイムリーに届けるため、ホームページ等による継続的な情報発信を行います。 ○ 相談窓口に関する情報の発信や、各種支援策につなげるためのワンストップ窓口対応に努めます。	○ 日々の活動を通じて、相談窓口や支援策についての情報を住民に対して幅広く発信します。

基本方針 2

支え合いによる「地域の輪づくり」

目標2 孤独・孤立対策の推進

今後の取組

③ 声を上げやすい環境の整備

自身の抱える悩みや困りごとについて、一人で抱え込む必要はありません。抱えこまず気軽に声を上げることができる環境整備を行います。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 孤独・孤立は誰もが陥る可能性があります。十分な理解のもと、予防に努めましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 日々の悩みや不安について、抱え込むことなく相談してよいという環境整備を行います。気軽に相談できる窓口の整備を行います。 ○ 人権啓発を行い、住民一人ひとりの孤独・孤立に対する理解・意識を醸成し、住民一丸となって、孤独・孤立の課題解決を目指します。	○ 人権啓発に関する講座・セミナーを開催し、相談しやすい環境づくりを行います。 ○ 関係機関と協働し、相談者と適した支援へ結びつけます。

基本方針 2

支え合いによる「地域の輪づくり」

目標3 暮らしやすい環境整備

今後の取組

① 村内の交通手段の確保

西原村では買い物や通院などの際の移動支援に関する住民からのニーズは高く、村では福祉タクシー料金助成事業を行っています。福祉タクシーの利用促進を図るとともに、新たな移動手段について検討します。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 特にどこへ行くときに不便なのかといった移動ニーズを明確にし、村や社会福祉協議会へ相談しましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 福祉タクシーの利用状況等について評価を行うとともに、乗り合いタクシーなど他の交通機関について、村の実情に合わせて導入を検討します。 ○ 買い物や通院等の支援を行っている人・団体を支援します。	○ 関係機関と協力し、村の実情に沿った移動支援体制の充実化を図ります。

福祉タクシー料金助成事業

- 高齢者等の福祉の増進を目的として、タクシー乗車の際の料金を一部助成する取組です。
- ①身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方②療育手帳の交付を受けている方③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方④75歳以上の高齢者が対象の事業で、住民福祉課まで申請書を提出してください。
- 申請月から翌年3月までの月数×5枚（1枚500円分）のタクシーチケットを配布します。

（令和4年度現在）

基本方針 2

支え合いによる「地域の輪づくり」

目標3 暮らしやすい環境整備

今後の取組

② 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進

誰もが使いやすいように、公共施設や公共物のユニバーサルデザイン化を推進します。誰もが使いやすい施設等を整備し、住民の公共施設等の利用促進につなげます。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 村でバリアフリーやユニバーサルデザイン化の必要な場所について、要望があれば村や社会福祉協議会へ伝えましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 誰もが安心して村の公共施設を利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を進めます。 ○ 福祉車両等が安全に走行できるよう、道路の補修を行います。 ○ 西原村に引っ越してきた人が安心して村で過ごせるように、分かりやすく誰もが利用しやすい福祉マップの作成を検討します。	○ 住民の必要に応じて、施設にかかる相談を行い、適切な機関へつなぎます。

総合体育館の利用

- 令和4年に、村内に総合体育館が建設されました。アリーナやバドミントンコートだけでなく、会議室や多目的室等も併設されており、住民をはじめとする多くの人の利用を想定しています。
- 誰もが利用できるように設計がされています。



西原村総合体育館

基本方針 2

支え合いによる「地域の輪づくり」

目標3 暮らしやすい環境整備

今後の取組

③ 安心して住むことができる生活空間の確保

生活困窮者に対する村営住宅の確保や子育て世帯もしくは高齢者世帯に対する住宅購入・改修にかかる費用の助成を行います。

誰もが住環境で困らないように、各種支援メニューの活用促進や相談を行います。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 住宅について不安や悩みを抱えている人は、活用できそうな各種支援メニューを探してみましょう。必要に応じて、村や社会福祉協議会で情報を収集しましょう。
- 住宅改修を考えている人は、補助金が出る場合があるので、村へ相談しましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 住宅に困窮していることが明らかな住民に対して、一定の要件のもと村営住宅を確保します。 ○ 新しく転入する子育て世帯に対して、一定の要件のもとで、住宅購入にかかる費用を一部補助します。	○ 住民の必要に応じて、住宅改修にかかる相談を行います。また状況によって、適切な機関へつなぐなどの支援を行います。

基本方針 2

支え合いによる「地域の輪づくり」

目標3 暮らしやすい環境整備

今後の取組

④ 地域防災体制の整備

自然災害は近年増加しており、いつ大きな災害が起きてもおかしくありません。そのため日頃から災害に備えた行動をとる必要があります。避難経路の確認や物資の確認など、一人ひとりの行動が重要です。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 地区で活動している自主防災組織について調べてみましょう。
- 災害が起きたときに備え、家庭内で避難物資や避難経路の確認をしましょう。
- 隣近所で避難の際に困りそうな世帯がないか気にかけてみましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 避難行動要支援者名簿や地区ごとの個別避難計画を作成する体制を確立し、各地区等に対して制度の理解と協力を依頼します。 ○ 避難所及び避難経路の見直しを関係機関と協働して行います。 ○ 災害発生時に、防災無線やホームページを活用し、正確な情報を迅速に発信します。 ○ 様々な対象者や状況に応じた防災訓練を日頃より実施します。 ○ 避難所ごとの受け入れ人数や備品の整備・管理を行います。	○ 防災・減災について日頃より意識啓発を行います。 ○ 関係機関との連携や職員研修を行います。 ○ 災害時における要援護者の避難先の把握に努めます。

消防団の活動

- 消防団とは、本業を別に持つ住民で構成された機関です。
- 住民の生命、身体、財産を守るために日々、地域の警戒や訓練を行っています。



消防団の活動の様子

基本方針 2

支え合いによる「地域の輪づくり」

目標3 暮らしやすい環境整備

今後の取組

⑤ 防犯体制の整備

安心して生活できるよう、地域における防犯体制の強化に向けて取組を推進します。また地域の関係機関と連携し、更生支援を行います。



地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 住民と地域内のパトロールを行うなど、犯罪抑止につながる活動を共同で行います。 ○ 保護司や学校など地域の関係機関との協力のもと、各種更生支援を行います。 ○ 「社会を明るくする運動」などで犯罪防止や更生保護に関する取組について啓発します。 ○ 罪を犯した人も含めて、誰もが適切な保健福祉サービスを受けられるよう、支援体制の整備を目指します。 ○ 犯罪をした人に対する就労支援や住宅の確保などに向けた取組を行います。また、必要な支援策や機関へつなげます。	○ 日頃の活動を通して、各関係機関と連携を図りながら犯罪抑止につながるよう努めます。 ○ 住民に対して、再犯防止に関する適切な情報の発信を行います。

一度犯罪をした人に対して、再び罪を犯すことがないように指導・支援をし、みんなが安全、安心して暮らせる社会を目指し、地方自治体においても再犯防止施策を講じることが地方公共団体の責務として明記されています。

近年、刑法犯の検挙者数は減少傾向である一方で、再び罪を犯してしまう「再犯者」の割合が増加しています。

西原村では本項を「西原村再犯防止推進計画」とし、犯罪をした人も含めて、住民を犯罪の被害者にも加害者にもしない、誰もが住みやすい地域を目指した取組を推進します。

～目指すべき村の理想像③～

公的機関によるサービスの利用がしやすい村

村や社会福祉協議会など公的機関については、常に住民や団体の地域福祉活動を支えていく拠り所として機能していくことが、西原村の地域福祉活動を推し進めていく中では大切なことになってきます。困ったときに誰もが頼ることができる場所を目指して以下方針のもと取組を進めます。

基本方針 3 誰一人取り残さない「支援体制づくり」

村及び社会福祉協議会では、今後も住民のより良い暮らしを支えていくために、相談しやすい窓口の体制整備を進めていきます。また、情報についても適宜発信し、支援が必要な人へ届けられるような取組を進めます。また、人権の擁護に努め、一人ひとりが安心して暮らせる村を目指します。

目標1 包括的な相談体制の拡充

【取組】

- ① 相談窓口の専門性の向上
- ② 多様な住民の来庁を想定した窓口の見直し

目標2 情報発信の促進

【取組】

- ① 各種広報媒体を用いた効果的な情報発信方法の検討
- ② サービスや情報が届かない地域への支援

目標3 権利擁護の推進

【取組】

- ① 虐待・暴力の早期発見、対応

基本方針 3

誰一人取り残さない「支援体制づくり」

目標1 包括的な相談体制の拡充

今後の取組

① 相談窓口の専門性の向上

相談を受けた際に適切な支援を行うため、相談員の専門性向上に向けた研修を行うほか、窓口の一元化を検討し、誰もが気軽に相談しやすい体制の整備に努めます。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 日々の生活の中で困りごとや悩みごとがあれば、抱え込まず身近な人や民生委員・児童委員等に相談しましょう。
- 周りの人で、困りごとや悩みごとを抱えている人がいたら、関係機関・団体等の相談窓口を利用するよう声をかけましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 相談窓口の職員の専門性向上のため、地域福祉にかかる庁内研修を実施します。 ○ 相談窓口のワンストップ化も踏まえて、今後の相談窓口体制を検討します。また相談者と適切な機関とをつなげるため、庁内外での連携の強化及び、定期的な会議を行います。 ○ 個人情報の取扱いに係る内部規定を整備し、周知に努めます。	○ 住民が抱える複雑・複合化した課題を、丸ごと受け止める「断らない相談支援体制」の構築に向けて、多機関協働のもと進めていきます。 ○ 日頃の活動の中で、困りごとを抱えている人がいたら、相談対応を行うほか、対象となる適切な機関へつなげます。 ○ 来所することが難しい人への戸別訪問など、支援が必要な人が相談を受けられる、アウトリーチによる相談体制を構築します。

相談窓口一覧

- 村及び社会福祉協議会では日々の様々な困りごとについて相談窓口を設けています。
- 相談窓口の詳細な内容につきましては、ホームページなどで確認できます。以下では相談できること及びその相談先の一例を記載しています。

住民福祉課 ※西原村役場内

〈子育て関係の相談〉

児童手当、児童扶養手当、子どもの医療に関すること など

〈高齢者関係の相談〉

自立した生活に関すること、介護保険サービスに関すること など

〈障がい者関係の相談〉

自立支援、医療費助成、障害者手帳に関すること など

※相談内容によっては、村の他の課にて相談を行います。

のぎくふれあい相談センター ※社会福祉協議会内

・ 法律相談（予約制）	＜常設相談＞
・ 行政相談	・ 介護相談
・ 人権相談	・ 認知症相談
・ 不動産相談（予約制）	・ 生活困窮相談
・ 障がい者相談	・ ボランティア相談
・ 心配事相談	・ 権利擁護相談

※相談無料・秘密厳守

基本方針 3

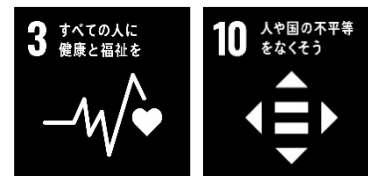
誰一人取り残さない「支援体制づくり」

目標1 包括的な相談体制の拡充

今後の取組

② 多様な住民の来庁を想定した窓口の見直し

高齢者や障がい者、子育て世帯、外国人など様々な住民の来庁が予測されるので、役場内にて相談をサポートする機器やサービスの充実を図ります。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 村では住民の皆さんの窓口利用の負担を軽減できるよう、様々な機器やサービスの導入を検討します。相談等がありましたら、気軽に役場へ行きましょう。

地域福祉計画

行政が取り組むこと

- 村の相談窓口には音声変換器などの機材を導入するなど、外国人を含めた住民一人ひとりが気軽に相談できる体制の構築に努めます。
- 視覚障がいや聴覚障がい等のある人も気軽に相談できるように、拡大鏡や筆談器具、専用器具等の導入を検討します。
- 発語・発音等、言語でのコミュニケーションが困難な人を支援するための専用機器の導入を検討します。

基本方針 3

誰一人取り残さない「支援体制づくり」

目標2 情報発信の促進

今後の取組

① 各種広報媒体を用いた効果的な情報発信方法の検討

広報誌やホームページだけでなく、各種SNSを用いて効果的な情報発信を行います。

3 すべての人に
健康と福祉を



住民・地域（団体）で取り組めること

- 広報誌やホームページ等、多様な媒体により発信された情報を収集しましょう。
- 収集した情報については、身近な人と共有しましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 村のホームページや広報誌を活用し、福祉サービスの情報提供の充実を図ります。 ○ 福祉サービスに関する情報をまとめたリーフレットの作成、配布を行います。	○ 地域の人が集まる場での情報発信を行い、福祉サービスの浸透に努めます。 ○ ホームページやSNS、「社協だより」等で随時情報を発信します。

村、社会福祉協議会のホームページ

- 村及び社会福祉協議会では、地域福祉に関する情報を適宜発信しています。村や社会福祉協議会の様々な取組について、調べてみましょう。
- 社会福祉協議会のホームページは右のQRコードより確認できます。



社会福祉協議会ホームページ

基本方針 3

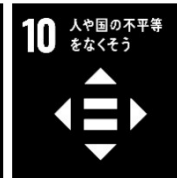
誰一人取り残さない「支援体制づくり」

目標2 情報発信の促進

今後の取組

② サービスや情報の届かない地域への支援

広報誌の届かない地区などを対象に、必要に応じて実情の把握や情報の伝達、相談対応などを行います。村と社会福祉協議会の連携により取組を進めます。



住民・地域（団体）で取り組めること	
○ 村や社会福祉協議会では様々な情報を発信しています。必要な情報があれば、気軽に問い合わせましょう。	

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 村・社会福祉協議会との協働により、広報誌等が届かない地区の把握及び訪問を行い、住民の把握と、希望者に対する情報の発信を行います。	

基本方針 3

誰一人取り残さない「支援体制づくり」

目標3 権利擁護の推進

今後の取組

① 虐待・暴力の早期発見、対応

近年子どもや高齢者に対する虐待や配偶者や恋人に対する暴力（DV、デートDV）などが問題となっています。これらの問題は対応が遅れると深刻な事態になる恐れが非常に高く、行政や関係機関の早急で適切な対応が重要になります。



住民・地域（団体）で取り組めること

- 虐待や暴力などの問題に関心を持ち、情報を収集しましょう。
- 虐待や暴力が疑われる事案に気付いたら、速やかに関係機関に通報・相談しましょう。
- 子育て世帯や高齢者のいる世帯などが、地域の中で孤立しないように地域の中で声を掛け合いましょう。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 虐待問題や家庭内暴力に対応する相談・通告窓口の周知及び機能充実を図り、虐待等防止体制づくりに努めます。 ○ 虐待等の可能性のある情報については、児童相談所や警察等関係機関と情報共有を行い、対象者の保護に結び付けます。 ○ 住民に対して、人権啓発を行います。子どもや女性、高齢者、障がいのある人の権利など、あらゆる人権について広く周知を行い、誰もが気軽に悩みを相談できる機運を醸成します。また、学校教育などでも人権教育を行います。 ○ 窓口担当職員の、虐待対応に係る研修への派遣を行います。 ○ 虐待防止に向け協議会の作成を目指します。	○ 日頃の活動の中で、虐待等が疑われるケースがあれば、迅速に関係機関へつなぎ、対象者の安全を確保します。 ○ 虐待防止などに関わる協議会等に参加し、情報の共有を行います。 ○ 虐待等に関する勉強会等を随時開催し、あらゆるケースに対応できるよう、体制を整備します。

第5章 西原村成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定にあたって

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分である人の財産管理や契約行為等を支援するものであり、平成11年の民法改正によって開始されました。

しかし、我が国においては高齢化の進行などもあり一人ひとりの暮らしを社会全体で支え合う体制の構築が喫緊の課題であるにもかかわらず、成年後見制度は十分に利用されていない実態です。これらの状況を鑑み、わが国では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年に施行されました。

平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村においても基本的な計画の策定に努めるものとされました。また、令和4年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、権利擁護のための地域連携ネットワークの整備などを進めていくことなどが必要となります。

2 計画の位置付け

「西原村成年後見制度利用促進基本計画」は成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定されている「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

また、成年後見制度は高齢・障がい等の分野を超える取組であるため、「西原村地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

成年後見制度利用促進法（※抜粋）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由によって判断能力が不十分な人の財産管理や契約の支援を行い、本人に不利益な契約を結んでしまう事態などを防ぐ制度です。

判断能力が不十分な人が成年後見制度を利用すると、成年後見人に銀行などでの手続きを代理で行ってもらえたり、騙されてしてしまった契約を取り消すことができたり、生活の支援をしてもらえたりと様々な支援を受けることができます。

制度は本人の判断能力に応じて、法定後見人制度と任意後見人制度の2つに分けられます。

(1) 法定後見制度

本人の判断能力が低下している場合、親族等が申し立てをし、家庭裁判所が後見の開始の決定ならびに成年後見人の選任を行います。選任された後見人等によって本人の支援が行われる制度です。

法定後見人の種類は、本人の判断能力に応じて3つに区分されます。

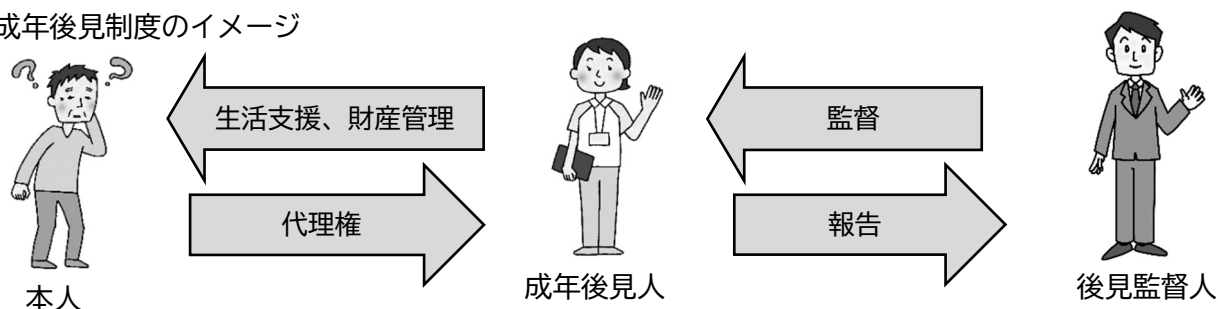
制度の種類	後見：常に判断能力が欠けている状態の方 保佐：判断能力が著しく不十分な方 補助：判断能力が不十分な方
申し立てをできる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など
成年後見人等の権限	種類に応じて、一定の範囲で契約などを代理したり、本人の締結した契約を取り消したりすることができる。
後見監督人等の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。

(2) 任意後見制度

本人が十分な判断能力があるときに、あらかじめ後見人や代理内容を決めておき、本人の判断能力が低下した場合に、選任していた後見人等によって支援が行われる制度です。

申立て手続き	本人と後見等をお願いしたい人との間で、生活や財産管理、医療・介護等サービスなどの事務について代理権を与える契約を行う。 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に申し立てを行う。
申し立てをできる人	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等の権限	事前に締結した範囲内で代理することができる。
後見監督人等の選任	家庭裁判所より選任される。

■成年後見制度のイメージ



4 成年後見制度利用促進の取組

(1) 現状と課題

成年後見制度の利用促進に向けて、制度の正しい理解をすることが重要です。アンケート調査によると、成年後見制度の認知度は、内容まで知っている人の割合は3割でしたが、内容まで知らない人は6割となっており、西原村においても制度の周知は必要です。

また自身や家族の老後について不安を抱えている住民も多く、少しでも不安を解消できるような制度の利用促進は今後も重要になってきます。

今後の取組

① 各種成年後見制度利用促進に向けた

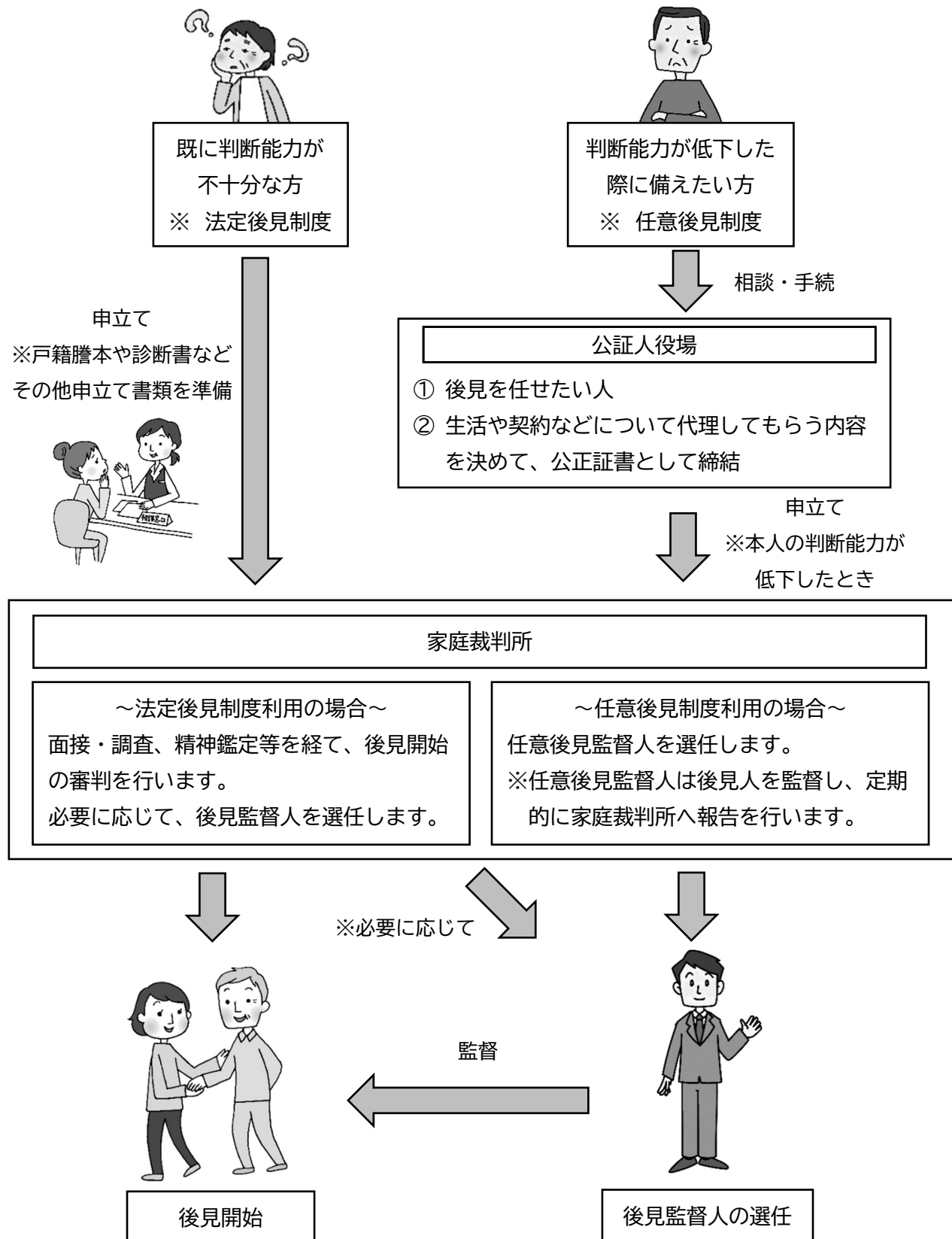
取組の展開

制度の周知に努めるとともに、地域での連携体制の整備を検討し、支援の必要な人が適切に制度を利用できるよう取組を進めます。



行政が取り組むこと	社会福祉協議会が取り組むこと
○ 近隣自治体との連携のもと、阿蘇郡市内の広域で成年後見制度利用に関する中核機関の設置に向けて検討をします。 ○ 庁内で成年後見制度に関する相談対応を行います。 ○ 権利擁護や成年後見制度を担う人材を確保するとともに、適切に制度を運用できる人材の育成・支援を行います。 ○ 金銭的な理由等で制度が利用できないということがないように、申立費用の助成を検討します。	○ 成年後見制度の利用促進に向けた講座を開催するなど、住民への周知を行います。

5 制度利用の流れ



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

1) 村の役割

本計画の施策を効果的及び効率的に推進するため、総合計画及び各関連計画と連携を図り、社会経済環境や西原村住民のニーズの変化に対応した適切な事業の展開に取り組みます。また、庁内及び他機関との連携強化に取り組みます。

2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は村の地域福祉を推進するための役割を担う団体として、村を始めとする関係団体との連携のもと、住民の暮らしを支える様々な取組を行います。住民の地域福祉ニーズを把握し、多様化する生活課題の解決に努めます。

3) 民間事業者、団体の役割

誰もが安心して暮らせる地域の実現に向けて、地域の特性や住民の抱える課題などを共有するなど、村や社会福祉協議会を始めとする関係機関との連携が重要となります。

4) 住民の役割

地域住民一人ひとりが、村の地域福祉活動を支える担い手として期待されています。日頃からの隣近所との挨拶などを通じて、顔の見える関係を築くとともに、一人ひとりが生きがいを持って、村の暮らしをより良いものにしていくことが重要です。

5) 相互連携

西原村の地域福祉活動を総合的に推進するため、またきめ細やかなサービスの提供に努めるため、住民一人ひとりや民間事業者、団体、村、社会福祉協議会との連携をより一層強化します。

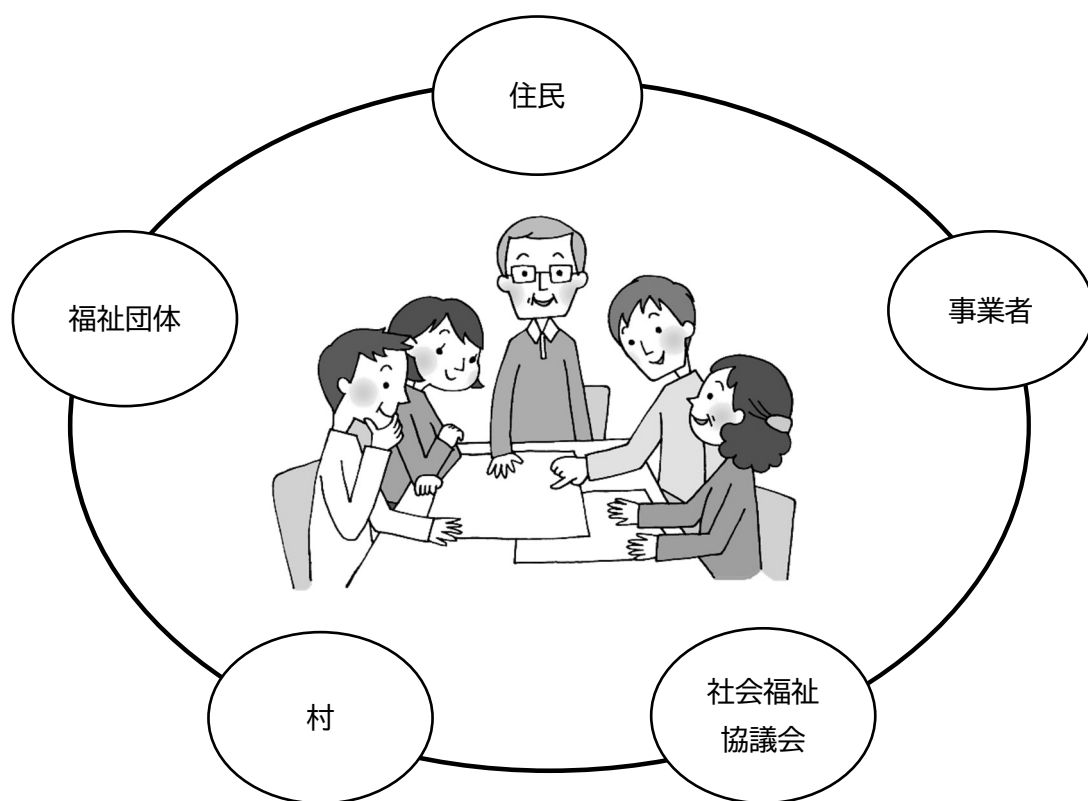
6) 国、県、近隣自治体との連携

本計画の内容は、西原村単独では推進できないものも含まれています。国、県の事業等を利用することが必要なものや、近隣自治体と協働することにより、効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関と連携を図り、サービスの提供に努めます。

2 計画の進行管理

計画の推進状況については、福祉関係団体や事業者、住民などから構成される組織において、定期的な検証を行います。

様々な立場の地域住民が点検及び評価に参加できるような体制の構築に取り組みます。



資料編

1 西原村地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成20年12月1日

要綱第9号

改正 平成29年6月30日要綱第35号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める「西原村地域福祉計画」（以下「計画」という。）の策定に関し、村民各層の意見を広く求め、西原村地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉を推進するため、次に掲げる事項について協議し、村長に報告するものとする。

- (1) 西原村地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 西原村地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 社会福祉事業に関する者
- (4) 地域福祉活動に関する者
- (5) その他委員会に必要と認められる者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務の終了日までとする。

2 前項の規定にかかわらず委員の交代の必要が生じた場合は後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長に事故あるとき、又は欠けたときにその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員が会議に出席できない場合は、出席できない委員の指名する者がその職務を代理することができる。

3 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、会議の内容その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、住民福祉課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 最初に開催される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、村長が招集する。

附 則 (平成29年要綱第35号)

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

2 西原村地域福祉活動計画策定委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法人西原村社会福祉協議会（以下「社協」という。）が西原村において推進する地域福祉活動の計画を策定するため、西原村地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、西原村地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定に関する事項について協議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、12名以内をもって構成し、次に掲げるもののうちから、社協会長が委嘱する。

- (1) 社協理事
- (2) 住民組織代表
- (3) 議会代表
- (4) 福祉関係団体
- (5) 福祉施設関係者等

2 策定委員会に委員長1名及び副委員長を若干名置き、策定委員の互選により選出する。

3 委員長は、策定委員会を代表し会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長に指名された副委員長がその職務を代理する。

(作業部会)

第4条 活動計画の策定に関し、必要な資料の収集、調査・研究を行うため、作業部会を置くことができる。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会には、必要に応じ委員以外の専門家、学識経験者、関係機関団体等の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 策定委員及び部会委員の任期は、活動計画の策定をもって終了する。

(庶務)

第7条 この策定委員会の庶務は、社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成21年10月1日から施行する。

3 西原村地域福祉・地域福祉活動計画検討委員会 委員名簿

番号	役 職	氏 名	備 考
1	西原村議会総務福祉常任委員長	堀田 直孝	委員長
2	民生委員	碓 強	副委員長
3	民生委員	米田 みち子	
4	主任児童委員	桂 うめ子	
5	学識経験者・山西地区代表区長	内田 安弘	
6	河原地区代表区長	山村 一夫	
7	NPO法人たんぽぽハウス施設長	廣瀬 るみ子	
8	西原村社会福祉協議会事務局長	藤吉 昌也	

(敬称略)

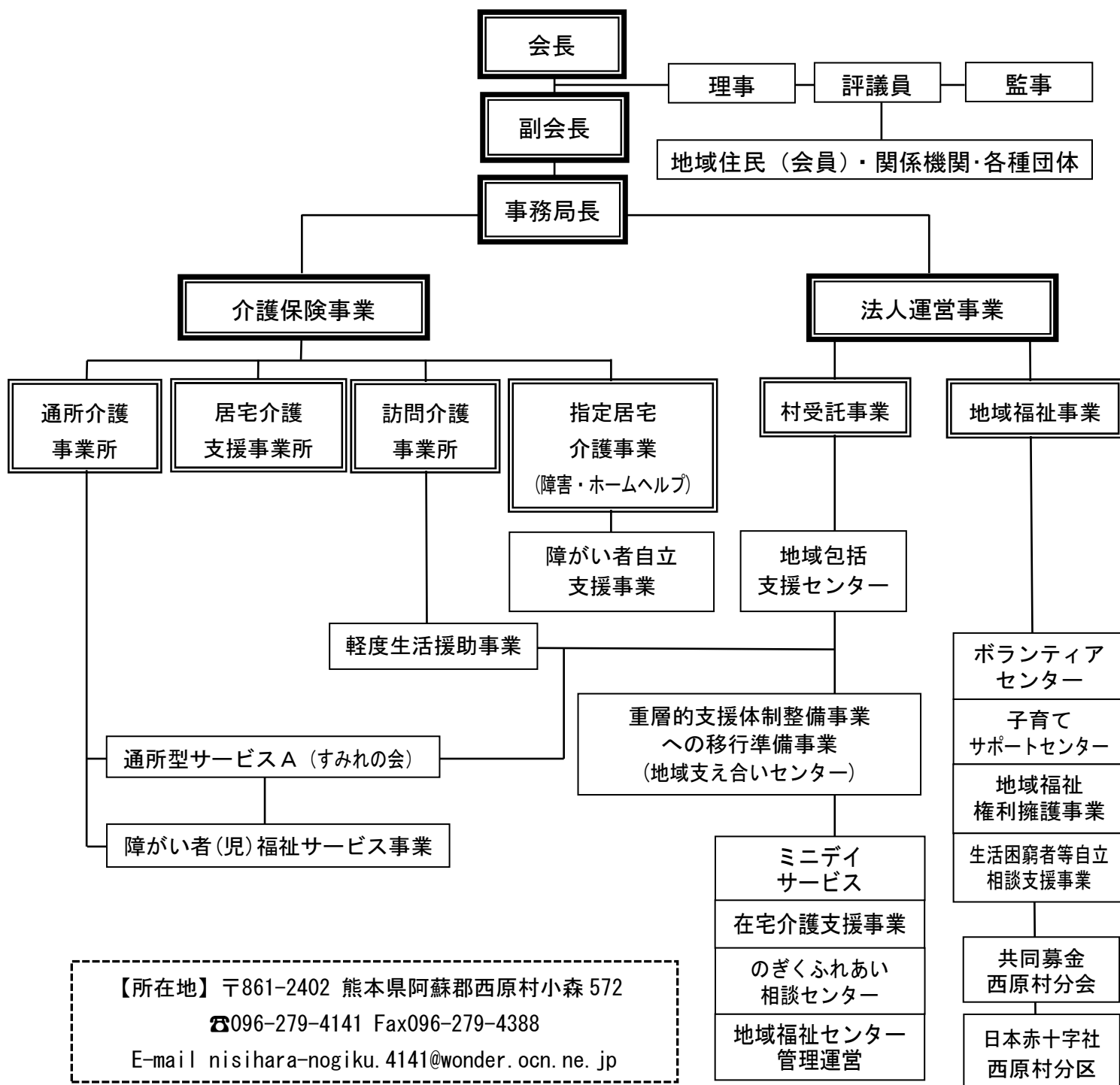
4 西原村地域福祉・地域福祉活動計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和3年8月12日～ 8月29日	○ 西原村地域福祉に関するアンケート調査の実施
令和4年9月5日～ 9月29日	○ 地域座談会の開催
令和4年10月24日～ 10月28日	○ 地域福祉に関するグループインタビュー シートによる実施
令和4年11月8日	○ 地域福祉に関するグループインタビュー 対面による実施
令和4年11月30日	○ 第1回 西原村地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会 ・各種調査報告 ・計画骨子案の検討
令和5年2月10日	○ 第2回 西原村地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会 ・計画素案の検討
令和5年2月14日～ 2月24日	○ パブリックコメントの実施
令和5年3月7日	○ 第3回 西原村地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会 ・計画最終案の審議、承認

5 西原村社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる福祉のむらづくりを推進するために設置された、地域福祉の中核的団体です。

社会福祉法人 西原村社会福祉協議会組織図



6 用語解説

あ行

アウトリーチ	自ら必要なサービスにアクセスすることができない人に対して、地域が積極的に働きかけて情報や支援を届けるプロセスのこと。
SNS	Social Networking Serviceの略で、社会的なネットワークを構築するためのインターネットサービスのこと。
LGBTQ	性的指向及び性自認に関する呼称で、Lesbian（女性の同性愛者）、Gay（男性の同性愛者）、Bisexual（両性愛者）、Transgender（身体の性に違和感を持つ人）、Queer／Questioningの頭文字をとったもの。

か行

協働	共通の目的達成のために住民や関係団体、行政等が協力して、課題解決のために取り組むこと。
----	---

さ行

児童手当 児童扶養手当	「児童手当」とは家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的として支給される手当。 「児童扶養手当」とは父母の離婚等により父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭の生活の安定のため、また子どもの健全育成のために支給される手当。
社会を明るくする運動	犯罪や非行防止、罪を犯した人の更生などについて理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動のこと。
スーパーサロン	社会的孤立の解消や高齢者が地域でいきいきと暮らせることを目指して行われる、介護予防等を中心として行われている活動。

た行

DV、デートDV	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者や恋人などといった親密な関係のある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。交際相手からの暴力をデートDVと呼ぶこともある。
----------	--

は行

避難行動要支援者名簿	災害時に避難等が困難であり、支援が必要であると思われる人（避難行動要支援者）をあらかじめ登録しておく名簿のことであり、作成は市町村の義務とされている。
ファミリーサポートセンター	西原村社会福祉協議会内にある、子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と子育ての手伝いをしたい人（協力会員）から作られている組織のこと。急な用事等で子どもを預けることができる。
保護司	犯罪や非行をした人の更生を地域で支えるボランティアのこと。保護観察官と協働して保護観察を行うほか、犯罪や非行をした人が社会復帰したときに備えた帰住環境の調整や相談を行う。

ま行

民生委員・児童委員	「民生委員」は、地域住民の立場で相談や援助を行い、社会福祉の増進に努める非常勤の公務員のこと。活動は無報酬であり、ボランティアとして活動を担っている。 また「児童委員」は、地域の子どもたちの生活を見守り、妊娠中や子育て期の困りごとに関する相談・支援を行う。
-----------	---

や行

ユニバーサルデザイン	年齢や性別、人種、障がいの有無などに関わらず、誰もが利用しやすいように、製品や建物、環境をデザインする考えのこと。
------------	---

第2期 西原村地域福祉計画・地域福祉活動計画
令和5年3月 策定

■ 西原村住民福祉課

〒861-2492 熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259

TEL：096-279-3113

FAX：096-279-3438

■ 西原村社会福祉協議会

〒861-2402 熊本県阿蘇郡西原村小森 572

TEL：096-279-4141

FAX：096-279-4388